

(4)

終戦連絡中央事務局分課規程

RM'-0001

0112

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

陸連の組織の調整

m' 1311-5

REGULATIONS GOVERNING THE DEPARTMENTAL ORGANIZATION OF THE CENTRAL LIAISON OFFICE.

(effective from 1 Oct. 1945)
(amended on 15 Mar. 1946)
( " 10 Aug. 1946)
( " 7 Oct. 1946)
( " 28 Oct. 1946)
( " 1 May 1947)
( " 15 May 1947)
( " 10 June 1947)

Article I. The Secretariat of the President shall consist of the Secretarial Section and the Translation Section.

Article II. The Secretarial Section shall take charge of the following matters.

- 1. Matters pertaining to personal affairs, archives and documents, and accounting.
2. Matters pertaining to miscellaneous affairs in general.

Article III. The Translation Section shall take charge of matters pertaining to the translation of documents.

Article IV. The General Affairs Division shall take charge of matters pertaining to the generalization of business and liaison.

Article V. The General Affairs Division shall consist of the General Affairs Section and the Liaison Section.

The General Affairs Section shall take charge of matters pertaining to the synthetic adjustment of affairs in the Office, inspection of affairs of Local Office, liaison with Local Offices and affairs not belonging under the jurisdiction of other divisions and sections.

The Liaison Section shall take charge of matters pertaining

to liaison between the Allied Powers, and Central Liaison Office and other Japanese liaison organs and incoming and outgoing documents accompanying such liaison.

Article VI. The political Division shall take charge of business pertaining to political, demobilization, home administrative, educational, and judicial affairs.

Article VII. The Political Division shall consist of the Political, the Demobilization, the Home Affairs, the Educational, and the Judicial Sections.

The Political Section shall take charge of business pertaining to political affairs, and also of business pertaining to the coordination and adjustment of the business under the jurisdiction of the present Division.

The Demobilization Section shall take charge of business pertaining to demobilization affairs.

The Home Affairs Section shall take charge of business pertaining to public peace and order and to the local administrative system.

The Educational Section shall take charge of business pertaining to educational affairs.

The Judicial Section shall take charge of business pertaining to judicial affairs.

Article VIII. The Economic Division shall take charge of business pertaining to finance, monetary affairs, foreign trade, commerce and industry, agriculture, forestry, stock-raising, fishery, other foodstuffs, and popular welfare and labor.

Article IX. The Economic Division shall consist of the General Affairs Section, the Foodstuffs Section, and the Welfare and Labor Section.

RM'-0001

0113

The General Affairs Section shall take charge of business pertaining to finance, monetary affairs, foreign trade, and commerce and industry; and also of business pertaining to the co-ordination and adjustment of the business under the jurisdiction of the present Division.

The Foodstuffs Section shall take charge of business pertaining to agriculture, forestry, stockraising, fishery, and other foodstuffs.

The Welfare and Labor Section shall take charge of business pertaining to popular welfare and labor.

Article X. The Communications Division shall have charge of matters pertaining to land transportation, marine transportation and communication.

Article XI. The Communications Division shall consist of the Land Transportation Section, the Marine Transportation Section and the Communications Section.

The Land Transportation Section shall take charge of matters pertaining to land transportation.

The Marine Transportation Section shall take charge of matters pertaining to marine transportation, harbour facilities, aviation and meteorological observations.

The Communications Section shall take charge of matters pertaining to communication.

Article XII. The Accommodation Division shall take charge of business pertaining to accommodation, labor services, and accounting.

Article XIII. The Accommodation Division shall consist of the General Affairs Section, the Labor Services Section, the Work Section, and the Accounts Section.

The General Affairs Section shall take charge of business pertaining to accommodation in any part of the country, and also of business pertaining to the co-ordination and adjustment of the business under the jurisdiction of the present Division.

The Labor Services Section shall take charge of business pertaining to the supply of labor services for the Allied Forces and to the management of the labor services so supplied.

The Work Section shall take charge of business pertaining to accommodation within the area of Tokyo Metropolis.

The Accounts Section shall take charge of business pertaining to accounting.

Article XIV. The Repatriation Division shall take charge of matters pertaining to Japanese residents abroad and their rights and interests, foreign nationals living in Japan and their rights and interests, and special property.

Article XV. The Repatriation Division shall consist of the Overseas Japanese Section, the Foreign Nationals Section, and the Special Property Section.

The Overseas Japanese Section shall take charge of the affairs concerning Japanese Nationals living abroad and their rights and interests.

The Foreign Nationals Section shall take charge of the affairs concerning foreign nationals living in Japan and their rights and interests.

The Special Property Section shall take charge of the affairs concerning special property.

Article XVI. The Reparations Division shall take charge of matters

matters concerning the execution of reparations and transport connected therewith.

Article XVII. The Reparations Division shall consist of the General Affairs Section, the Execution Section, and the Transport Section.

The General Affairs Section shall take charge of general affairs, and coordination and adjustment of Division affairs.

The Execution Section shall take charge of matters concerning the execution of reparations.

The Transport Section shall take charge of matters concerning the transport of reparation items.

m/1.311-5

B. Regulations pertaining to the  
Central Liaison Office.

(effective from the 1st of October 1945)

Article 1. The Secretariat of the President shall consist of the Secretarial Section and the Translation Section.

Article 2. The Secretarial Section shall be in charge of the following affairs.

- a. Affairs pertaining to personnel, documents and accounts.
- b. Miscellaneous affairs.

Article 3. The Translation Section shall be in charge of translation of documents.

Article 4. The Division of General Affairs shall be in charge of the General Affairs and affairs pertaining to Liaison.

Article 5. The Division of General Affairs shall consist of General Affairs Section and the Liaison Section.

- a. General Affairs Section shall be in charge of coordination and adjustment within the Central Liaison Office, the supervision over, and liaison with the Local Liaison Offices, and affairs not falling under the jurisdiction of any other Divisions or Sections.
- b. Liaison Section shall be in charge of the matters pertaining to liaison and communications with the Authorities of the Allied Powers and other Japanese liaison agencies.

Article 6. The Political Division shall be in charge of political, military, home administrative and welfare, educational, and judicial affairs.

Article 7. The Political Division shall comprise the Political, Military, Home Affairs and Welfare, Education, and Judicial Sections.

The Political Section shall be in charge of political affairs and the affairs

concerning a synthetic adjustment of the matters within the Political Division.

The Military Section shall be in charge of military affairs.

The Home Affairs and Welfare Section shall be in charge of the affairs concerning public peace and order, local administration system, and popular welfare.

The Education Section shall be in charge of educational affairs.

The Judicial Section shall be in charge of judicial affairs.

Article 8. Economic Affairs Division shall be in charge of finance, industry, commerce, agriculture, forestry, livestock and fishery industries.

Article 9. Economic Affairs Division shall be divided into four Sections.

- a. Finance Section shall be in charge of financial affairs.
- b. Trade Section shall be in charge of export and import.
- c. Commercial and Industry Section shall be in charge of industry and commerce.
- d. Agriculture and Forestry Section shall be in charge of agriculture, forestry, livestock and fishery industries.

Article 10. Transportation and Communications Division shall be in charge of land transportation, aviation, navigation and communications.

Article 11. Transportation and Communications Division shall be divided into three Sections.

- a. Land Transportation Section shall be in charge of land transportation, and meteorology,
- b. Marine Transportation Section shall be in charge of navigation, ports.
- c. Communications Section shall be in charge of communications and aviation.

Article 12. Accommodation Division shall be in charge of billeting, accommodation, and intendance.

Article 13. The Accommodation Division shall be divided into three Sections.

- a. The General Affairs Section shall be in charge of general affairs and coordination within the Division.
- b. The Accommodation Section shall be in charge of billeting and accommodation.
- c. The Account Section shall be in charge of intendance.

Article 14. The Repatriation Division shall be in charge of the affairs concerning Japanese residents abroad and their rights and interests, foreign nationals living in Japan and their rights and interest, and special property.

Article 15. Repatriation Division shall be divided into three Sections.

- a. The General Affairs Section shall be in charge of general affairs and coordination within the Division.
- b. Overseas Japanese Section shall be in charge of Japanese nationals outside of Japan.
- c. Foreign Nationals Section, shall be in charge of non-Japanese residing in Japan.

Article 16. The Reparations Division shall take charge of matters concerning the execution of reparations and transport connected therewith.

Article 17. There shall be in the Reparations Division a General Affairs Section, Execution Section, and Transport Section.

The General Affairs Section shall have charge of general affairs, and coordination and adjustment of Division affairs.

The Execution Section shall take charge of matters concerning the execution of reparations.

The Transport Section shall take charge of matters concerning the transport of reparation items.

RM'-0001

0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

終戰後中央事務局分課規程 昭和二十年九月

長官 指

三

- 第一條 長官ノ下ニ審議室ヲ置ク
- 第二條 審議室ニ於テハ重要事務ニ關シ審議ス
- 第三條 第一課ニ於テハ總務及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル
- 第四條 第一課ニ於テハ總務及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル
- 第五條 第一課ニ於テハ總務及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル
- 第六條 第一課ニ於テハ總務及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル
- 第七條 第一課ニ於テハ總務及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル
- 第八條 第一課ニ於テハ總務及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル
- 第九條 第一課ニ於テハ總務及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル
- 第十條 第一課ニ於テハ總務及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル
- 第十一條 第一課ニ於テハ總務及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル
- 第十二條 第一課ニ於テハ總務及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル
- 第十三條 第一課ニ於テハ總務及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル
- 第十四條 第一課ニ於テハ總務及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル
- 第十五條 第一課ニ於テハ總務及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル
- 第十六條 第一課ニ於テハ總務及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル
- 第十七條 第一課ニ於テハ總務及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル
- 第十八條 第一課ニ於テハ總務及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル
- 第十九條 第一課ニ於テハ總務及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル
- 第二十條 第一課ニ於テハ總務及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル

- 第一課 第一課ニ於テハ總務及他部ニ屬セザル事務ヲ掌ル
- 第二課 第二課ニ於テハ政治、軍事、治安及文教ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第三課 第三課ニ於テハ經濟問題ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第四課 第四課ニ於テハ産業事項ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第五課 第五課ニ於テハ賠償問題ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第六課 第六課ニ於テハ經理ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第七課 第七課ニ於テハ交通通信ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第八課 第八課ニ於テハ内外居留民ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第九課 第九課ニ於テハ第一課、第二課及第三課ヲ置ク
- 第十課 第十課ニ於テハ總務ヲ掌ル
- 第十一課 第十一課ニ於テハ在外邦人及其權益處理ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十二課 第十二課ニ於テハ在本邦外國人及其權益處理ニ關スル事務ヲ掌ル

RM'-0001



200部 3/10

26/0/1

終戦連絡中央事務局分課規程 (昭和二十年 月 日) 施行

第一條 總裁官房ニ秘書課及翻譯課ヲ置ク

第二條 秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
 一 人事  
 二 文書ノ取扱及會計ニ關スル事項  
 三 一般庶務ニ關スル事項

第三條 翻譯課ニ於テハ文書ノ翻譯ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 總務部ニ於テハ事務ノ總括及連絡ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 總務部ニ第一課及第二課ヲ置ク

第一課ニ於テハ局内事務ノ綜合調整。地方事務局事務ノ監査。地方事務局トノ連絡及他局部課ニ屬セザル事項ニ關スル事務ヲ掌ル

第二課ニ於テハ聯合軍ト終戦連絡中央事務局及其ノ他ノ日本側終戦連絡機關トノ連絡及之ニ伴フ往復文書ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 第四部ニ於テハ政治。軍事。治安及文教ニ關スル事務ヲ掌ル

RM'-0001



ル  
第七條 第一部ニ第一課、第二課、第三課及第四課ヲ置ク  
第一課ニ於テハ政治ニ關スル事務及部内事務ノ綜合調整ニ關スル  
事務ヲ掌ル  
第二課ニ於テハ軍事ニ關スル事務ヲ掌ル  
第三課ニ於テハ治安ニ關スル事務ヲ掌ル  
第四課ニ於テハ文教ニ關スル事務ヲ掌ル  
第八條 第二部ニ於テハ財政、金融、商工及農林畜水産ニ關スル事  
務ヲ掌ル  
第九條 第二部ニ第一課、第二課、第三課及第四課ヲ置ク  
第一課ハ財政金融ニ關スル事務ヲ掌ル  
第二課ハ貿易ニ關スル事務ヲ掌ル  
第三課ハ商工業ヲ關スル事務ヲ掌ル

RM'-0001



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



第四課ハ農林ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十條 第三部ニ於テハ陸運、海運及通信ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十一條 第三部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク  
 第一課ニ於テハ陸運ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第二課ニ於テハ海運、港灣、航空及氣象ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第三課ニ於テハ通信ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十二條 第四部ニ於テハ設營及經理ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十三條 第四部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク  
 第一課ニ於テハ一般事務及部内事務ノ綜合調整ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第二課ニ於テハ設營ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第三課ニ於テハ經理ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十四條 第五部ニ於テハ在外邦人及其ノ權益並ニ在本邦外國人及

RM'-0001



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

其ノ權益ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十五條 第五部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク  
 第一課ニ於テハ一般事務及部内事務ノ綜合調整ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第二課ニ於テハ在外邦人及其ノ權益ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第三課ニ於テハ在本邦外國人及其ノ權益ニ關スル事務ヲ掌ル

昭和二十年十月十日

外務大臣官房  
 人事課長 山本

會計課長

文書課長

政務局長

第一課長

第二課長

第三課長

終戰連絡中央事務局古内秘書課長

別紙、通終戰連絡中央事務局分課規定(案)同覽

致スヘキ御意見アラバ古内秘書課長迄御通知

相成度

④ 本件ハ至急決定施行ノ必要アルニ付

至急同覽相成度

官利ニ關スル

M 1.2.0.1-1

終戰連絡中央事務局分課規程 (昭和二十年 月 日) 施行

第一條 總裁官房に秘書課及翻譯課ヲ置ク

第二條 秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、人事、文書、取扱及會計ニ関スル事項

二、總裁官印及局印、保管ニ関スル事項

第三條 翻譯課ニ於テハ文書、翻譯ニ関スル事務ヲ掌ル

第四條 總務部ニ於テハ事務、總括及連絡ニ関スル事務ヲ掌ル

第五條 總務部ニ第一課及第二課ヲ置ク (事務ノ監査)

第一課ニ於テハ局内事務ヲ掌ル (地方事務局、構林地方

事務局トノ連絡及事務ノ提供及他局部

課ニ屬セザル事項ニ関スル事務ヲ掌ル

聯合軍

第二課ニ於テハ進駐軍ト終戰連絡中央事務局及其他

ノ日本側終戰連絡機關ト連絡及之ニ伴フ往復文書

ニ関スル事務ヲ掌ル

第六條 第一部ニ於テハ政治、軍事、治安及文教ニ関スル事務

ヲ掌ル

第七條 第一部ニ第一課、第二課、第三課及第四課ヲ置ク

第一課ニ於テハ政治ニ関スル事務ヲ掌ル

第二課ニ於テハ軍事ニ関スル事務ヲ掌ル

第三課ニ於テハ治安ニ関スル事務ヲ掌ル

第四課ニ於テハ文教ニ関スル事務ヲ掌ル (高水産)

第八條 第二部ニ於テハ金融、商工及農林ニ関スル事務ヲ掌ル (及第四課)

第九條 第二部ニ第一課、第二課、第三課ヲ置ク

第一課ニ於テハ金融ニ関スル事務ヲ掌ル

第二課ニ於テハ貿易ニ関スル事務ヲ掌ル

RM'-0001

0122

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records National Archives of Japan

4.  
終

國人及其ノ權益ニ関スル事務ヲ掌ル

第十五條 第五部ニ第一課第二課及第三課ヲ置ク  
 第一課ニ於テハ内部事務ノ維持ヲ掌ル  
 第二課ニ於テハ在外邦人及其ノ權益ニ関スル事務ヲ掌ル  
 第三課ニ於テハ在本邦外國人及其ノ權益ニ関スル事務ヲ掌ル

3.

第三課ハ商工業ニ對スル事務ヲ掌ル  
 第四課ハ農林ニ對スル事務ヲ掌ル

第十條 第三部ニ於テハ陸運航空海運及通信ニ関スル事務ヲ掌ル

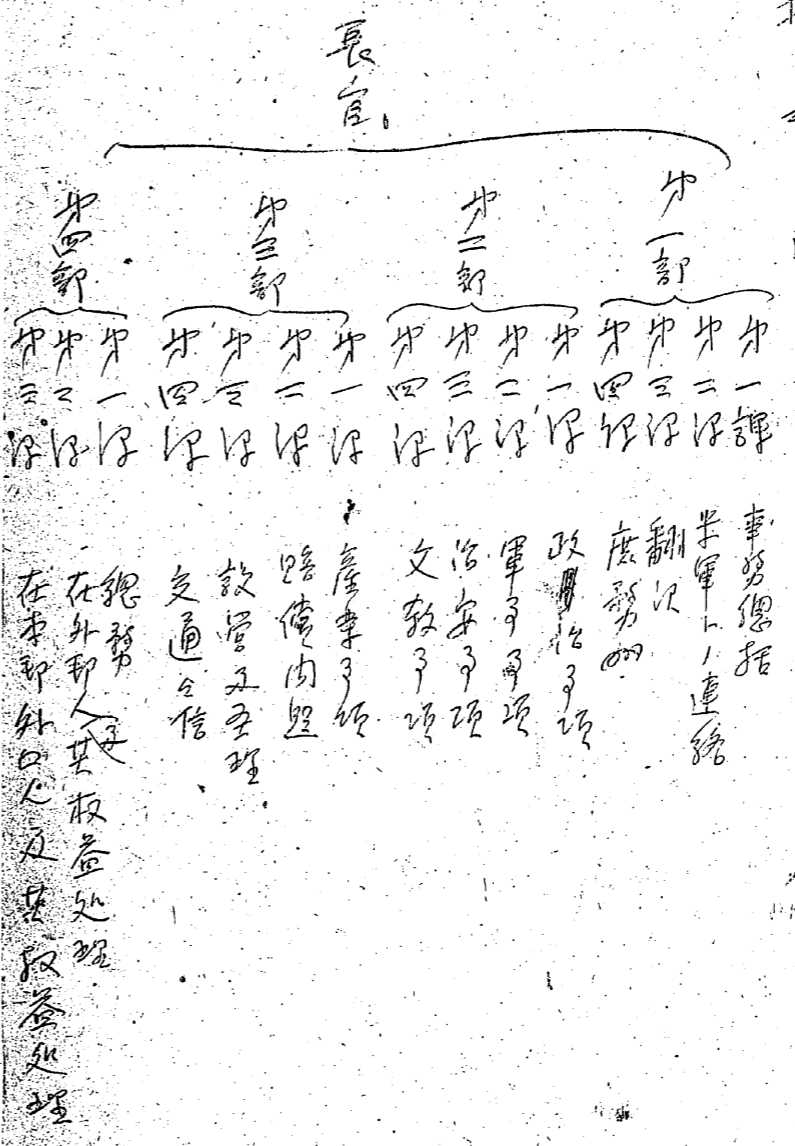
第十一條 第三部ニ第一課第二課及第三課ヲ置ク  
 第一課ニ於テハ陸運及航空ニ関スル事務ヲ掌ル  
 第二課ニ於テハ海運ニ関スル事務ヲ掌ル  
 第三課ニ於テハ通信ニ関スル事務ヲ掌ル

第十二條 第四部ニ於テハ設營及經理ニ関スル事務ヲ掌ル

第十三條 第四部ニ第一課第二課及第三課ヲ置ク  
 第一課ニ於テハ内部事務ノ維持ヲ掌ル  
 第二課ニ於テハ設營ニ関スル事務ヲ掌ル  
 第三課ニ於テハ經理ニ関スル事務ヲ掌ル

第十四條 第五部ニ於テハ在外邦人及其ノ權益並ニ在本邦外

新旧機構比較  
 終戰連絡中央事務局の現在機構及事務の分  
 担の概略



007-924

然し迄今般總務ノ許ニ官房ヲ設ケタルトハトシテ以テ  
 第一課ヲ翻訳部ニシテ第二課ヲ一課ニシテ事務ヲ分ト合セテ  
 官房ニ種々翻訳ノ二課ヲ設ケタルトシ又  
 第一課中一課  
 一課事務第一課局長事務第一課令關係各廳ト  
 聯絡、地方事務局ニ向テ事務等類々解多シテ  
 中二課ノ連絡事務局ト共ニ係一課ヲ必要トスルヲ以テ  
 第一課中一課  
 第一課ノ存置スルトシ又  
 第三課所管ノ事務中、設置及便宜供与並ニ整理  
 々聯合軍進駐ノ進駐ニ伴、複雑多岐ヲ極ムル  
 至ルヲ以テ之ヲ切斷シテ獨立ノ部ト爲シ、陸軍  
 一課面中、陸、海、空、一運輸及通信ニ向

RM'-0001



111.4-1

終戦連絡中央事務局分課規程（昭和二十三年十月一日施行）

第一條 總裁官房ニ秘書課及翻譯課ヲ置ク

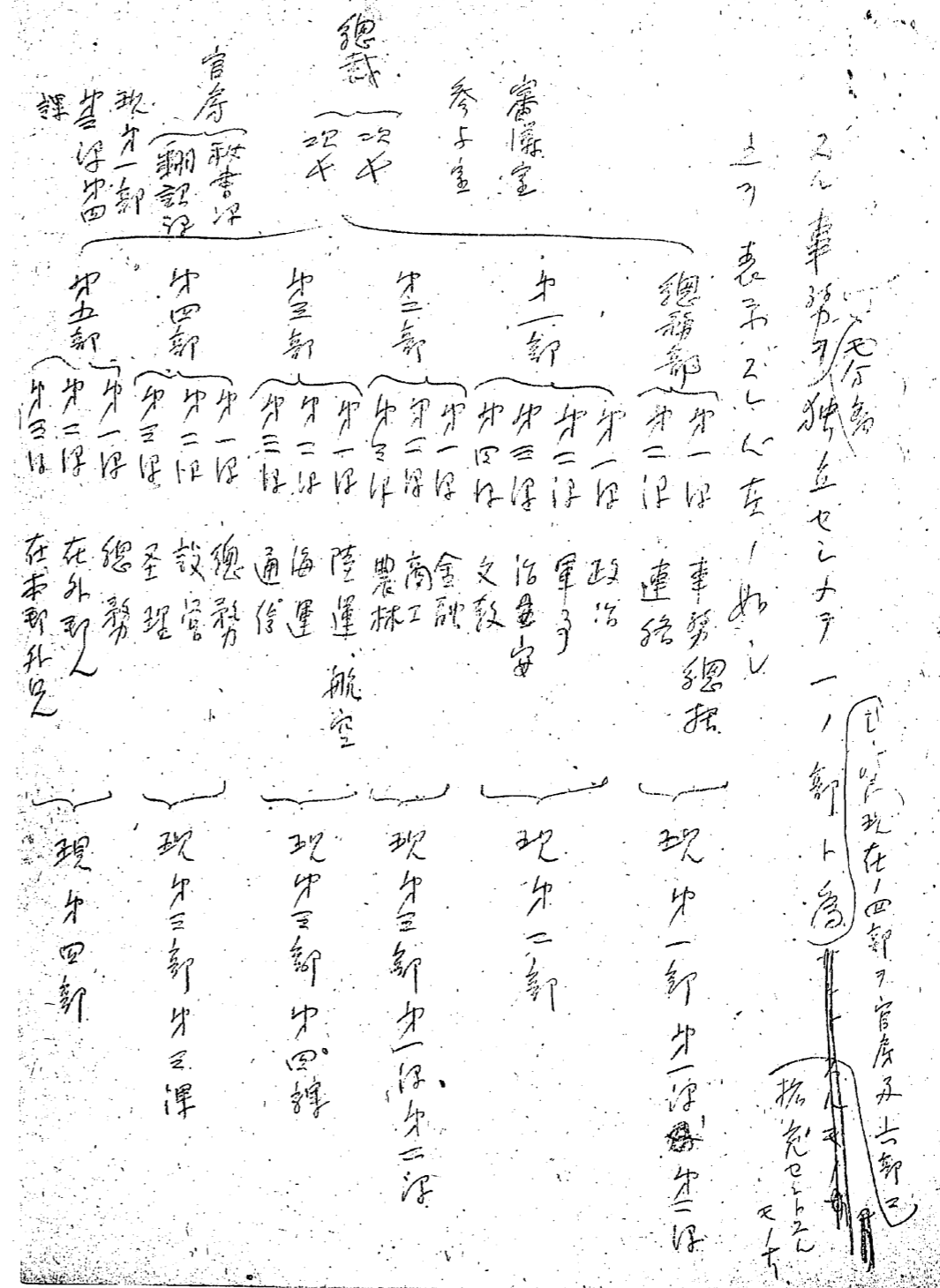
第二條 秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
一 一般庶務ニ關スル事項

第三條 翻譯課ニ於テハ文書ノ翻譯ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 總務部ニ於テハ事務ノ總括及連絡ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 總務部ニ第一課及第二課ヲ置ク  
第一課ニ於テハ局内事務ノ綜合調整、地方事務局事務ノ監査、地方事務局トノ連絡及他局部課ニ屬セザル事項ニ關スル事務ヲ掌ル  
第二課ニ於テハ聯合軍ト終戦連絡中央事務局及其ノ他ノ日本側終戦連絡機關トノ連絡及之ニ伴フ復文書ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 第一部ニ於テハ政治、軍事、治安及文教ニ關スル事務ヲ掌ル



RM'-0001

0125

第七條 第一部ニ第一課、第二課、第三課及第四課ヲ置ク  
 第一課ニ於テハ政治ニ關スル事務及部内事務ノ綜合調整ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第二課ニ於テハ軍事ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第三課ニ於テハ治安ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第四課ニ於テハ文教ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第八條 第二部ニ於テハ財政、金融、商工及農林畜水産ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第九條 第二部ニ第一課、第二課、第三課及第四課ヲ置ク  
 第一課ハ財政金融ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第二課ハ貿易ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第三課ハ商工業ニ關スル事務ヲ掌ル

第四課ハ農林ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十條 第三部ニ於テハ陸運、海運及通信ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十一條 第三部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク  
 第一課ニ於テハ陸運ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第二課ニ於テハ海運、港灣、航空及氣象ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第三課ニ於テハ通信ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十二條 第四部ニ於テハ設營及經理ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十三條 第四部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク  
 第一課ニ於テハ一般事務及部内事務ノ綜合調整ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第二課ニ於テハ設營ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第三課ニ於テハ經理ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十四條 第五部ニ於テハ在外邦人及其ノ權益並ニ在本邦外國人及

RM'-0001



RM'-0001

0127

其ノ權益ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十五條 第五部ニ第一課。第二課及第三課ヲ置ク  
 第一課ニ於テハ一般事務及部内事務ノ綜合調整ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第二課ニ於テハ在外邦人及其ノ權益ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第三課ニ於テハ在外邦外國人及其ノ權益ニ關スル事務ヲ掌ル

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan





大日本帝國政府

ニ於テ之ヲ一括受理記帳ニ上本省文書課ニ依頼ス送ス

(國定規格B5(12×17.5))

又受信モ同ニシク本省文書課ヨリ秘書課ニ一括受領ス

記帳ノ上終戰連絡中央事務局内部ニ於テル主管部課ニ

傳達スルモノトス

但シ「マツアヤ」司令部トシテ復文書ハ従前通リ總務部

第二課ニ於テ直接之ヲ受ス

一處理濟書類ハ終戰連絡中央事務局ヨリ各主管部課ニ於テ文書取扱責任者

RM'-0001



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

大日本帝國政府

定メ記録セシム度ニ

(仍テ各部課ニ於テ文書取扱責任者ヲ至急決定シ祕書課ニ通報セシム度)

(國定規格B5二シ×三三三)

一、電報ノ發受ハ前記文書ノ處理ト同様祕書課ニ通ジ之ヲ行フ

一、改和文ノタイプレハ従来通リ各部課ニ於テ外務省本省文書課ニ

直接依頼ス様致度ニ

RM'-0001



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

M. 1. 2. 1-1

(20-10-15)

終戦事務情報 第三號

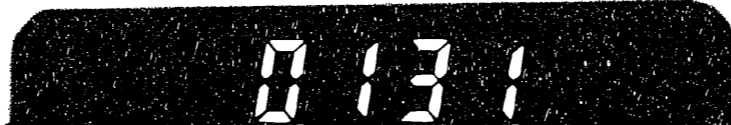
目次

一、終戦連絡中央事務局ノ機構  
 (一) 終戦連絡中央事務局分課規程  
 (二) 終戦連絡中央事務局分課表  
 二、終戦連絡地方事務局ノ設置  
 外務省告示第五、第六、第七、第八、第九、及第十號  
 三、聯合軍最高司令部ノ首腦部構成  
 四、聯合軍ノ進駐狀況  
 五、新聞放送等ニ對スル取締ニツイテ  
 六、占領軍兵士ニ依ル事件取扱ヒニツイテ  
 七、聯合國進駐部隊用酒類ノ配給ニ關スル件  
 八、聯合軍ノ使用スル土地及建物ノ借地料借家料ノ基準ニ關スル件

終戦連絡中央事務局總務部第一課

一、本情報ハ終戦連絡事務關係資料ヲ蒐録シ以テ關係各方面ノ執務參考ニ供スルヲ以テ目的トス  
 二、右目的ニ添ハシムル爲、週報等定期刊行ノ形式ヲ採ラズ、必要ニ應ジ隨時之ヲ刊行シ以テ中央事務局及地方事務局其  
 他關係機關ニ配布スルモノトス

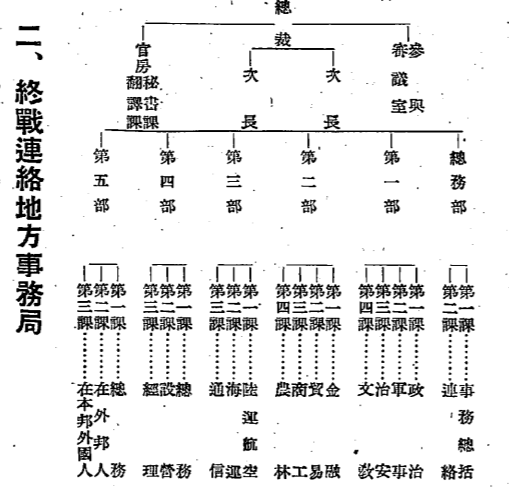
RM'-0001



一、終戰連絡中央事務局  
ノ機構  
（一）終戰連絡中央事務局分課規程  
(昭和二十年十月一日施行)

- 第一條 總裁官房ニ秘書課及翻譯課ヲ置ク
- 第二條 秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
一、人事、文書ノ取扱及會計ニ關スル事項  
二、一般庶務ニ關スル事項
- 第三條 翻譯課ニ於テハ文書ノ翻譯ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第四條 總務部ニ於テハ事務ノ總括及連絡ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第五條 總務部ニ第一課及第二課ヲ置ク
- 第六條 第一課ニ於テハ局内事務ノ綜合調整、地方事務局事務ノ監査、地方事務局トノ連絡及他局部課ニ屬セザル事項ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第七條 第二課ニ於テハ聯合軍ト終戰連絡中央事務局及他ノ他ノ日本側終戰連絡機關トノ連絡及之ニ伴フ往復文書ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第八條 第一課ニ於テハ政治、軍事、治安及文教ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第九條 第二課ニ於テハ政治ニ關スル事務及第四課ヲ置ク
- 第十條 第三課ニ於テハ外交、通商、海運、航空及氣象ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十一條 第四課ニ於テハ陸運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十二條 第五課ニ於テハ通商、海運、航空及氣象ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十三條 第六課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十四條 第七課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十五條 第八課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十六條 第九課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十七條 第十課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十八條 第十一課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十九條 第十二課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二十條 第十三課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二十一條 第十四課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二十二條 第十五課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二十三條 第十六課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二十四條 第十七課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二十五條 第十八課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二十六條 第十九課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二十七條 第二十課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二十八條 第二十一課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二十九條 第三十課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第三十條 第三十一課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第三十一條 第三十二課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第三十二條 第三十三課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第三十三條 第三十四課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第三十四條 第三十五課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第三十五條 第三十六課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第三十六條 第三十七課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第三十七條 第三十八課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第三十八條 第三十九課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第三十九條 第四十課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第四十條 第四十一課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第四十一條 第四十二課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第四十二條 第四十三課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第四十三條 第四十四課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第四十四條 第四十五課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第四十五條 第四十六課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第四十六條 第四十七課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第四十七條 第四十八課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第四十八條 第四十九課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第四十九條 第五十課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第五十條 第五十一課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第五十一條 第五十二課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第五十二條 第五十三課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第五十三條 第五十四課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第五十四條 第五十五課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第五十五條 第五十六課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第五十六條 第五十七課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第五十七條 第五十八課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第五十八條 第五十九課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第五十九條 第六十課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第六十條 第六十一課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第六十一條 第六十二課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第六十二條 第六十三課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第六十三條 第六十四課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第六十四條 第六十五課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第六十五條 第六十六課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第六十六條 第六十七課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第六十七條 第六十八課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第六十八條 第六十九課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第六十九條 第七十課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第七十條 第七十一課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第七十一條 第七十二課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第七十二條 第七十三課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第七十三條 第七十四課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第七十四條 第七十五課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第七十五條 第七十六課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第七十六條 第七十七課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第七十七條 第七十八課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第七十八條 第七十九課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第七十九條 第八十課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第八十條 第八十一課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第八十一條 第八十二課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第八十二條 第八十三課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第八十三條 第八十四課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第八十四條 第八十五課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第八十五條 第八十六課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第八十六條 第八十七課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第八十七條 第八十八課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第八十八條 第八十九課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第八十九條 第九十課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第九十條 第九十一課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第九十一條 第九十二課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第九十二條 第九十三課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第九十三條 第九十四課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第九十四條 第九十五課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第九十五條 第九十六課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第九十六條 第九十七課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第九十七條 第九十八課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第九十八條 第九十九課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第九十九條 第一百課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百條 第一百零一課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百零一條 第一百零二課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百零二條 第一百零三課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百零三條 第一百零四課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百零四條 第一百零五課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百零五條 第一百零六課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百零六條 第一百零七課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百零七條 第一百零八課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百零八條 第一百零九課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百零九條 第一百一十課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百一十條 第一百一十一課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百一十一條 第一百一十二課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百一十二條 第一百一十三課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百一十三條 第一百一十四課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百一十四條 第一百一十五課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百一十五條 第一百一十六課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百一十六條 第一百一十七課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百一十七條 第一百一十八課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百一十八條 第一百一十九課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第一百一十九條 第一百二十課ニ於テハ海運、港灣、航海及海運ニ關スル事務ヲ掌ル

（二）終戰連絡中央事務局分課表



二、終戰連絡地方事務局  
設置ノ件

- ▲外務省告示第五號
  - 終戰連絡事務局官制第二條ノ規定ニ基キ昭和二十年十月十日横須賀市ニ終戰連絡地方事務局ヲ設置シ終戰連絡橫須賀事務所ト呼稱ス
  - 終戰連絡横須賀事務局ハ米國第五艦隊司令部ノ管轄地域ト同シキ區域ヲ管轄シ管内米國軍ニ對スル情報ノ提供、設營、各種ノ便宜供與其ノ他ノ連絡事務ヲ掌ル但シ管下ノ他ノ終戰連絡事務局機關ノ所管ニ屬スルモノヲ除ク
  - 昭和二十年十月十二日 外務大臣 吉田 茂
- ▲外務省告示第六號
  - 終戰連絡事務局官制第二條ノ規定ニ基キ昭和二十年十月十日札幌市ニ終戰連絡地方事務局ヲ設置シ終戰連絡札幌事務所ト呼稱ス
  - 終戰連絡札幌事務局ハ米國第八軍第四ノ管轄區域ト同シキ區域ヲ管轄シ管内米國軍ニ對スル情報ノ提供、設營、各種ノ便宜供與其ノ他ノ連絡事務ヲ掌ル但シ管下ノ他ノ終戰連絡事務局機關ノ所管ニ屬スルモノヲ除ク
  - 昭和二十年十月十二日 外務大臣 吉田 茂
- ▲外務省告示第七號
  - 終戰連絡事務局官制第二條ノ規定ニ基キ昭和二十年十月十日仙臺市ニ終戰連絡地方事務局ヲ設置シ終戰連絡仙臺事務所ト呼稱ス
  - 終戰連絡仙臺事務局ハ米國第八軍第十四軍團ノ管轄區域ト同シキ區域ヲ管轄シ管内米國軍ニ對スル情報ノ提供、設營、各種ノ便宜供與其ノ他ノ連絡事務ヲ掌ル但シ管下ノ他ノ終戰連絡事務局機關ノ所管ニ屬スルモノヲ除ク
  - 昭和二十年十月十二日 外務大臣 吉田 茂
- ▲外務省告示第八號
  - 終戰連絡事務局官制第二條ノ規定ニ基キ昭和二十年十月十日佐世保市ニ終戰連絡地方事務局ヲ設置シ終戰連絡佐世保事務所ト呼稱ス
  - 終戰連絡佐世保事務局ハ米國第五海軍軍團ノ管轄區域ト同シキ區域ヲ管轄シ管内米國軍ニ對スル情報ノ提供、設營、各種ノ便宜供與其ノ他ノ連絡事務ヲ掌ル但シ管下ノ他ノ終戰連絡事務局機關ノ所管ニ屬スルモノヲ除ク
  - 昭和二十年十月十二日 外務大臣 吉田 茂

轄シ管内米國軍ニ對スル情報ノ提供、設備、各種ノ便宜供與其ノ他、連絡事務ヲ掌ル但シ管下ノ他ノ終戦連絡事務機關ノ所管ニ屬スルモノヲ除ク

昭和二十年十月十二日 外務大臣 吉田 茂

▲外務省告示第九號

終戦連絡事務局官制第二條ノ規定ニ基キ昭和二十年十月十日大阪市ニ終戦連絡地方事務局ヲ設置シ終戦連絡大阪事務局ト呼稱ス  
終戦連絡大阪事務局ハ米國第六軍第一軍團ノ管轄區域ト同シキ區域ヲ管轄シ管内米國軍ニ對スル情報ノ提供、設備、各種ノ便宜供與其ノ他ノ連絡事務ヲ掌ル但シ管下ノ他ノ終戦連絡事務機關ノ所管ニ屬スルモノヲ除ク  
昭和二十年十月十二日 外務大臣 吉田 茂

▲外務省告示第十號

終戦連絡事務局官制第二條ノ規定ニ基キ昭和二十年十月十日吳市ニ終戦連絡地方事務局ヲ設置シ終戦連絡吳事務局ト呼稱ス  
終戦連絡吳事務局ハ米國第六軍第十軍團ノ管轄區域ト同シキ區域ヲ管轄シ管内米國軍ニ對スル情報ノ提供、設備、各種ノ便宜供與其ノ他ノ連絡事務ヲ掌ル但シ管下ノ他ノ終戦連絡事務機關ノ所管ニ屬スルモノヲ除ク  
昭和二十年十月十二日 外務大臣 吉田 茂

三、聯合軍最高司令部ノ首腦部構成

最高司令官 ダグラス・マックブリーサー元帥  
Supreme Commander. General of the Army Douglas Mac-

Arthur. 長 リチャード・K・サザーランド中將  
Chief of Staff. Lieutenant General Richard K. Sutherland.  
參謀次長 リチャード・L・ブーミンガム少將  
Deputy Chief of Staff. Major General Richard J. Marshall.  
作戦參謀次長 クラウ・L・チャレンジャー少將  
Deputy Chief of Staff for Operations. Major General Stephen J. Chamberlain.  
最高司令官軍事務長 ナー・F・マクローリス代將  
Military Secretary to the Supreme Commander. Brigadier General Bonner F. Fellers.  
參謀副長 G-1 フレド・J・ガナー代將  
Assistant Chief of Staff. G-1. Brigadier General Matthew J. Gunner.  
參謀副長 G-2 チャールズ・A・マクローリス少將  
Assistant Chief of Staff. G-2. Major General Charles A. Willoughby.  
參謀副長 G-3 ウィリアム・E・チェンバーズ代將  
Assistant Chief of Staff. G-3. Brigadier General William E. Chambers.  
參謀副長 G-4 レスター・J・ワットロック少將  
Assistant Chief of Staff. G-4. Major General Lester J. Whitlock.  
高級副官 バーネット・M・フィッチ代將  
Adjutant General. Brigadier General Burdette M. Fitch.

民間交通部長 マンサー・B・ホイキン少將  
Chief, Civil Communications Section. Major General Spencer B. Akin.  
行政部長 ウィリアム・E・クワイメント代將  
Chief, Government Section. Brigadier General William E. Criss.  
情報部長 エリオット・R・ソープ代將  
Chief, Intelligence Section. Brigadier General Elliot R. Thorne.  
統計報告部長 チャールズ・H・ブーガール大佐  
Chief, Statistical and Reports Section. Colonel Charles H. Unger.  
公衆衛生福祉部長 クローフォード・F・サトズ大佐  
Chief, Public Health and Welfare Section. Colonel Crawford Sams.

ord F. Sams. 經濟科學部長 レイモンド・C・クレマー代將  
Chief, Economic and Scientific Section. Colonel Raymond C. Kramer.  
物資調達官 ハリー・A・ブレン大佐  
The General Procurement Agent. Colonel Harry A. Brenn.  
民間情報教育部長 ケン・R・ダイト大佐  
Chief, Civil Information and Education Section. Colonel Ken R. Dyke.  
法律部長 アルヴァ・C・カーペンター大佐  
Chief, Legal Section. Colonel Alva C. Carpenter.  
天然資源部長 ヌーバー・G・マクニオン中佐  
Chief, Natural Resources Section. Lieutenant Colonel Hubert G. Schenck.

四、聯合軍進駐狀況及進駐豫定表

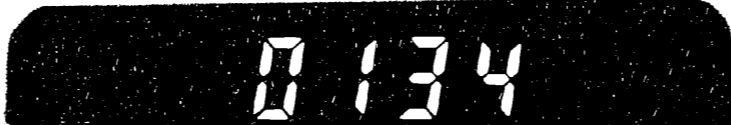
(昭和二十年十月十五日現在)

進駐地	部隊名	指揮官名	兵力	進駐年月日	備考
小樽	第九軍團ノ第二分團	ブルード少將	四、二五〇	十月十日	小樽ヨリ
札幌	第七十七師團	ライダー少將	五、六二〇	十月十日	
函館	(三〇六聯隊)	バーネル少將	六、一六〇	十月十日	
旭川	(三〇五聯隊)	キンブレール大佐	四、六七〇	十月六日	

木更津	銚子	茂野	上野	御殿	豊岡	熊谷	浦和	朝霞	所沢	深谷	本庄	立川	小平	小金	府中	調布	羽田	川崎	平塚	横須賀	松本	宇都宮	松戸
第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團
ルビン	レオナルド	ジョソン	エドワード	ポチ	エドワード	ジョソン	エドワード	ポチ	エドワード	ジョソン	エドワード	ポチ	エドワード	ジョソン	エドワード	ポチ	エドワード	ジョソン	エドワード	ポチ	エドワード	ジョソン	エドワード
約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇	約三、〇〇〇
九月二十五日	九月二十六日	九月二十七日	九月二十八日	九月二十九日	九月三十日	九月三十一日	十月一日	十月二日	十月三日	十月四日	十月五日	十月六日	十月七日	十月八日	十月九日	十月十日	十月十一日	十月十二日	十月十三日	十月十四日	十月十五日	十月十六日	十月十七日
青森上陸軍一四、〇〇〇	青森ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ

青森	弘前	八戸	三浦	大湊	秋田	山形	盛岡	釜石	花巻	宮古	久慈	水沢	一宮	仙臺	福島	郡山	若松	新潟	三浦	高松	柏崎	村上	千代田	長岡	土浦	館山	
第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團	第一師團
ミユラー	ピアニ	ラビ	スイング	クナ	オープン	ラス	ラッ	ラッ	ラッ	ラッ	ラッ	ラッ	ラッ	ラッ	ラッ	ラッ	ラッ	ラッ	ラッ	ラッ	ラッ	ラッ	ラッ	ラッ	ラッ	ラッ	ラッ
約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇	約六、五〇〇
九月二十五日	九月二十六日	九月二十七日	九月二十八日	九月二十九日	九月三十日	十月一日	十月二日	十月三日	十月四日	十月五日	十月六日	十月七日	十月八日	十月九日	十月十日	十月十一日	十月十二日	十月十三日	十月十四日	十月十五日	十月十六日	十月十七日	十月十八日	十月十九日	十月二十日	十月二十一日	十月二十二日
青森上陸軍一四、〇〇〇	青森ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ	盛岡ヨリ

RM'-0001



**二、聯合軍進駐豫定表**

(昭和二十年十月十五日現在)

進駐豫定地	部隊	名	兵力	進駐豫定月日	備考
海田市	第一六一師團		約三、五〇〇	十月六日—七日	吳上陸
仙臺地区	第五一八旅團		一、五〇〇		
八街	極東第八航空隊				
埼玉縣安行村		オブリエン	二〇〇以下	十月十六日	
松山	第二十四師團		一、二〇〇	十月二十日	
岡山	第三十二師團		五、〇〇〇	十月二十六日	佐世保上陸
福岡	第三十二師團		二七、〇〇〇	十月二十五日	四日市ヨリ上陸
名古屋	第六師團		二五、〇〇〇		

註 右豫定表ハ現在判明シ居ルモノノミナリ

**第六軍**

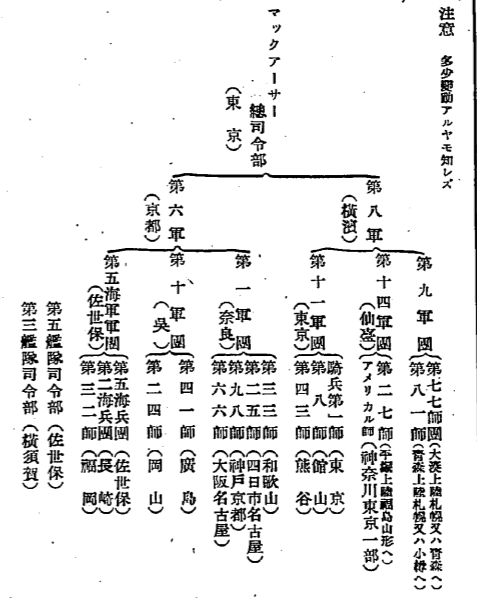
進駐豫定地	部隊	名	兵力	進駐豫定月日	備考
鹿屋	第九十八師團	エニス・ビー・スイフト	三、五〇〇	九月四日	進駐兵力數ハ再調査ノ要アリ
和歌山	第三十三師團	少將	二、八〇〇	九月二十五日以降	
大戸	第三十三師團	シユミット	六、五〇〇	九月二十五日—二十七日	進駐兵力數ハ再調査ノ要アリ
神戶	第五海兵師團	ロビンソン	四、五〇〇	九月二十四日以降	
佐保	第二海兵師團	代將	三、五〇〇	九月二十五日—二十七日	現兵力數ハ再調査ノ要アリ
長崎	第五海兵師團		一、〇〇〇	九月二十五日—二十七日	
福岡	第三十三師團		四、〇〇〇	九月二十五日—二十七日	
京都	第六軍司令部		二、〇〇〇	十月六日—七日	
高松	第三十三師團		四、〇〇〇	十月六日—七日	
佐賀	第三十三師團		二、〇〇〇	十月六日—七日	
別府	第三十三師團		一、〇〇〇	十月六日—七日	
廣島	第二十四師團	ガベニト	二、二四五	十月六日—七日	佐世保ヨリ
大津	第二十四師團	サンドー	八、〇〇〇	十月六日—七日	一、〇六〇名

註 右資料不備ノ爲兵力數中ニハ若干重複シアル所アル見込ナリ

進駐豫定地	部隊	名	兵力	進駐豫定月日	備考
鎌倉	アメリカル師團他		六〇〇	九月一日以降	進駐兵力數ハ再調査ノ要アリ
厚木			一、〇〇〇	九月一日以降	
原町			一、〇〇〇	九月一日以降	
加賀			八、〇〇〇	九月一日以降	進駐兵力數ハ再調査ノ要アリ
大津			五〇〇	九月一日以降	
浦賀			一、七九二	九月一日以降	
長崎			一、六二五	九月一日以降	
磯子(横浜)			三、八八六	九月一日以降	
小田原地区			七、一六九	九月一日以降	
神奈川地区			一八〇、九九五	九月一日以降	







### 五、新聞ラヂオ等ニ對スル取締ニツイテ

聯合國最高司令部は、新聞ラヂオ等の報道に關し、一方に於てその發表の自由を尊重すると共に、他方に於て一定の取締をなすことを明かにした、その取締方針は次の通りである。

(1) 九月十日附「メモランダム」

一、日本帝國政府ハ新聞、ラヂオ放送、又ハ其ノ他ノ出版物等ニ依リ、眞實ニ符合セズ、若ハ公安ヲ害スルニュースヲ頒布セザル務必要ナル命令ヲ發スベシ

二、聯合國最高司令部ハ既ニ言論ノ自由ニツイテハ、絕對ニ最少限度ノ制限ヲナスベキ旨ヲ命ジタ。日本ノ將來ニ關スル事項ノ討論ノ自由ハ、日本ガ敗戦ヨリ、世界ノ平和愛好ノ國家ノ仲間入リスル資格アル新シイ國家トシテ出發セントスル日本ノ努力ニ有害ナラザル限リ聯合國ニヨリ奨励サレルモノデア

三、論議シ得ザル事項ハ、公式ニ發表 (Officially released) サレナイ部隊ノ動靜、又ハ聯合國ノ虚偽又ハ破壊的ナ批判、及ビ風説等デア

四、當分ノ間ラヂオ放送ハ、主トシテニュース、音樂的娛樂的性質ノモノヲ取扱ハレタシ。ニュースヤ解説ヤ情報的放送ハ、東京放送局ヨリ放送サレルモノニ限ル

五、眞實ニ符合セズ、又ハ公共ノ安寧ヲ妨ゲル如キ報道ヲナス出版物、若シクハ放送局ハ、發行禁止又ハ業務停止ヲ命ズル

(2) 前記「メモランダム」中ノ三項に「公式發表 (Officially released)」の語があるがその意義及び解釋に關し種々疑問があつたので九月十四日我方より問合せの文書を出したのであるが、又同時にその四項に示された「ニュース放送を東京放送局より放送されるものに限る」のは、地方放送局のニュース放送について地方事情の放出が出来ぬ憾みがあるので、ニュースの取扱ひを緩和する様に要請した。

本件に關する回答は九月二十四日聯合國側より齎らされたがその回答文は(4)に掲げる。

(3) 前記(1)九月十日附の「メモランダム」にも拘はらず、其の後九月十四日には同盟通信社の海外向短波放送の停止命令を受け、九月十八日には朝日新聞が、九月十九日には日本タイムスが夫々一日の發行停止を受けた。其の爲か聯合國側は更に九月十日の「メモランダム」

を一層具體的にした新聞取締の覺書を九月十九日我方に手交したものである。

九月十九日の「メモランダム」は次の通りである。

一、ニュースハ嚴格ニ眞實ニ符合シテハナラス。

二、直接ニセヨ、間接ニセヨ、公安ヲ害スル事項ヲ印刷シテハナラス。

三、聯合國ニ關シテ虚偽ノ、又ハ破壊的批判ヲナシテハナラス。

四、聯合國占領軍ノ破壊的批判ヲナシテハナラス、又軍隊ノ不信ヤ憤激ヲ招ク事項モナシテハナラス。

五、聯合國部隊ノ動靜ハ公式ニ發表サレナイ限り發表又ハ論議シテハナラス。

六、ニュースノ筋ハ事實通りヲ記載シ編輯上ノ意見ヲ完全ニ避ケテハナラス。

七、ニュースノ筋ハ宣傳ノ目的ニ供スル様脚色サレテハナラス。

八、ニュースノ筋ハ針小棒大ニ取り扱ヒ又ハ宣傳的目的ニ發展セシメテハナラス。

九、ニュースノ筋ハ重要ナ事實又ハ詳細ナ事實ヲ割愛シテ至メラレテハナラス。

一〇、新聞編輯ニ當ツテハニュースノ筋ハ宣傳的意圖ヲ設定シ乃至ハ發展サスタメニ不當ニ誇張サレテハナラス。

(4) 「正式發表」(Officially released)ノ解釋 (九月廿四日附司令部側回答)

(1) 聯合國最高司令部ヨリ日本帝國政府ヘノ通信事項ハ、總司令部ノ渉外局 (Public Relations Office) ニヨリ明示サレタ場合ノミ「Officially released」ト認メラ

(ロ) 地方占領軍司令部ノ「公式發表」モ最高司令部ノ「公式發表」ト同様ニ取扱フモノトス。即チ地方占領軍司令部ノ渉外局 (係) ガ明示シタモノノミ公式發表ト認メラレ

(ハ) 日本ノ諸地域ニ駐屯スル地方進駐軍ノ司令官 (指揮官) ヨリノ通信事項モ、夫々ノ地方進駐軍ノ渉外局 (係) ヨリ明示シタ時ニ「公式發表」ト認メラレ

日本ノ諸地域ニ進駐スル軍ノ情報ハ、ヤハリ進駐部隊ノ渉外局ガ明示シタキ「公式發表」トシテ取り扱ハレ

(ニ) 當分ノ間ニュースノ放送ハ、東京放送局ヨリ放送サレルモノ以外ハ許サレナイ。聯合國ノ進駐ニ關スル地方ノニュース放送ニツイテハ、若シ夫々ノ地區ニ於ケル占領部隊ノ渉外局 (係) ガ明示シタラバ、地方放送局デ放送シテ差支ヘナイ。

食糧問題ヤ地方事情ニ關スル地方的問題ノ解説放送ハ、民間檢閲局 (Civil Censorship Detachment)ノ新聞畫報及放送部 (The Press, Pictorial and Broadcasting Division)ニ依リ先ズ最初ニ明カニサレタ範圍ニ於テ許サレルモノトス。

九月二十七日には「新聞言論の自由へ追加處置の件」が我方へ手交された。その要旨は次の通りである。

一、日本帝國政府ハ直ニ新聞及通信ノ自由ニ對スル平時並ビニ戦時ノ統制施行ノ手續キテ無効ナラシムル處置ヲ取ルベシ

二、最高司令部ヨリ特ニ承認サレタル制限ノミガ新聞、ソノ他出版物、無電、國際電話、ケーブル、國內電話、電信、郵便、映畫、又ハ文書乃至言語ノ如何ナル形式ヲ問ハズ發表サレタルモノノ檢閲ニ許サレルモノトス

三、民衆ノ意見ヲ發表スル一切ノ手段ヲ、完全ニ統制セシムル權限ヲ



政府ニ與ヘテキ各種統制法令ガ撤廢サルル迄ハ、ソノ執行ヲ停止セシムル様取計フベシ

四、日本帝國政府ハ最高司令官ノ命令ニヨル外如何ナル處罰的執行ヲ新聞或ハソノ發行人又ハソノ使用職員等ニ對シ如何ナル政策乃至意見ガ發表セラル、コトアリトスルモ科スルコトヲ得ナイ

五、出版人又ハ著作者等ヲ強制シテ組織ヲ作ルコトハ中止サルベシ

六、如何ナル政府機關ト雖モ今後ハ新聞取締規則ヲ發布シテハナラズ又直接タルト間接タルトヲ問ハズ壓迫ヲ加ヘテソノ者ノ意思ニ反スル編輯政策ヲ無理強ヒスルコトハ許サレナイ

七、新聞ノ頒布ニ關スル九月十四日附ノ指令及政府ノ御用新聞カラノ解放ニ關スル九月二十四日ノ最高司令官ノ指令ニ抵觸スル現行ノ平時乃至戰時ノ法令ノ條項ハ之ヲ廢止スル様處置サルベシ該當法律ハ次ノ通り

イ、新聞紙法

ロ、國家總動員法

ハ、新聞紙等掲載制限令

ニ、新聞事業令

ホ、言論出版集會結社臨時取締法

ヘ、言論出版集會結社臨時取締法施行規則

ト、戰時刑事特別法

チ、國防保安法

リ、軍機保護法

ヌ、不穩文書取締法

ル、軍用資源秘密保護法

ヲ、重要産業團體令及重要産業團體令施行規則

八、日本帝國政府ハ本命令及ビ九月十日、九月二十四日ノ命令ニ應ジテ逐次採リタル處置ニツキ毎月一日及ビ十六日ニ最高司令官宛報告スベシ

**六、占領軍兵士ニ依ル事件  
取扱ヒニツイテ**

占領軍兵士ノ暴行事件ハ、頻繁に各地連絡事務局に報告せられ、逐次連絡事務局より關係米軍當局に報告せらわつゝあるが、中央連絡事務局の十月十六日現在迄に受領せる米軍側回答は下記三通なり。

九月 日附 米第八軍司令官代理、J・N・フランクリン大尉發

十月一日附 米第八軍司令官、アイケルバーガー中將發

十月三日附 最高司令官代理、H、W、アレン大佐發

右諸回答の内容を取纏むれば概略下記の如きものにして、その取扱につき参考となるを以て茲に要約記載するものなり。

一、米軍司令部ハ日本政府連絡機關ヨリ米軍兵士ガ日本人ニ加ヘタル暴行事件ヲ列舉セル數々ノ報告ヲ受ケタリ。報告ノ如キ事件ハ宥恕スベカラザルモノニシテ、惡意ノ犯罪ハ徹底的ニ調査ノ上犯人ヲ軍法會議ニ附シ處罰スル方針ナリ。

二、併シ乍ラ現在第八軍ハ本州ニ十一萬ノ兵士ヲ算ヘ、此數ハ日増加中ニシテ、部隊又ハ個人ニ犯罪ノ責任ヲ負ハシムルハ益々困難トナリツツアリ、又事件發生當時ト報告時日トノ間ニ非常ナル時日ヲ經過シ居ル爲、犯人ノ識別逮捕ハ更ニ困難ヲ加ヘ、而モ東京及横濱ノ移駐連絡事務局ヨリノ報告ニ記載シタル事件ノ大多數ハ唯軍ニソレラガ一人又ハ數名ノ兵士ニヨリナサレタル由ヲ述べ居ルニ過ギズ。カカル簡單

ナル説明ノミニテハ犯人ノ識別逮捕ハ不可能ナル事明白ナリ。

一、聯合軍將兵ハ悉ク肩章ヲ附ケ、金屬ノ認識標ヲ携行シ、其他ニ證據タルベキ物品ヲ携行ス。日本政府ハ不法行為事件ノ處理ニ付聯合軍ニ協力スル爲爾後次ノ事項ヲ勵行セラレタシ。

(イ) 斯ル犯行アリタル時ハ被害者又ハ日本警察ハ即時最寄ノ米軍憲兵分駐所ニ報告シ、事件發生ノ時刻、場所、事件内容、證據又ハ犯人ノ人相等ヲ通知サレタシ。

(ロ) 事件發生後可及的速力ニ當司令官宛文書ニ依リ、事件ニ逐次番號ヲ附シテ下記事項記入ノ上二部宛提出セラレタシ。

1. 事件發生ノ月日時刻、場所、
2. 被害者ノ氏名住所、
3. 事件ノ内容、
4. 證據及犯人ノ特徴、
5. 前記(イ)ノ要求ニ依リ最初ニ報告セル時日、場所、報告受領ノ職員名又ハ司令官部名

**七、聯合國進駐部隊用酒類ノ  
配給ニ關スル件**

聯合國進駐部隊用酒類ノ供給に關して、大藏省主稅局は移駐連絡中央事務局と協議の結果、左の手續に依ることとなり昭和二十年九月十七日附主秘第二六三號を以て、夫々地方の財務局長宛通牒を發した。その手續及注意事項は次の通りである。

聯合國進駐部隊用酒類供給手續

- 一、進駐部隊ニ對スル酒類ノ供給ニ付テハ移駐連絡地方事務局又ハ同出張所内移駐連絡地方委員會(以下委員會ト稱ス)ト連絡シ差當リ出來得ル限りノ供給ヲ圖ルコト
- 二、委員會ニ於テハ指定酒類ニ付財務局(地方廳所在地稅務署ヲ含ム以下同シ)ト協議ノ上之方供給可能量ヲ決定シ其ノ配給方法、荷受責任者、其ノ他荷受上必要ナル事項ニ付進駐部隊ト協議スルト共ニ取扱機關名及同責任者、販賣價格等荷渡上必要ナル事項ヲ進駐部隊責任者ニ申入ルコト
- 三、前項ノ協議並ヒタルキハ財務局ニ於テ指圖書ヲ作成シ關係配給機關ニ對シ當該酒類ノ出荷指示ヲ爲スコト
- 四、配給機關ハ豫メ出張所又ハ荷扱所等ニ集荷シ置キタルモノヨリ出荷シ可及的現金ト引換ニ現物ヲ供給スルコト
- 五、地方廳ニ於テ酒類ヲ斡旋スル場合ハ財務局ヨリ割當通知ヲ受クルコトトシ財務局ハ前記三、四、ニ依リ關係配給機關ニ對シ酒類ノ出荷指示ヲ爲シ當該部隊ニ供給スルコト

注意事項

- 一、聯合國進駐部隊用酒類ノ供給ニ付テハ前記手續ニ依ルコト
- 二、進駐部隊用酒類ノ搬送ニ付テハ當該地方廳ノ協力ヲ求メ荷受期日ニ送荷シ得ルヤウ豫メ最寄ノ出張所又ハ荷扱所等ノ倉庫ニ殘置シ置クコト
- 三、進駐部隊ニ對スル酒類ノ供給ヲ實施スルガ爲家庭用又ハ業務用酒類ノ配給ヲ爲サズ又ハ中止スルガ如キコトハ極力之ヲ避クルヤウ留意スルコト
- 四、地方廳ニ於テ進駐部隊ノ爲酒類ヲ供スル慰安施設ヲ爲サントストキハ事前ニ協議ヲ遂グルコトトシ既往ノ販賣實績ニ拘泥セズ之ガ經



外務省

方策ヲ執ラレツツアリヤ

ハ各部内各課ノ事務分擔及相互ノ連絡方法如何

ニ終戦連絡事務局ト他官廳トノ連絡方法如何

(1) 對各省

(2) 對有未機關

(3) 對終戦處理會議

(4) 對終戦處理會議

(5) 各地方事務局ニ關シ左ノ諸項承リ度

(6) 各地方事務局ノ官制、定員、現員、將來ノ擴充計畫ノ概要

(7) 地方事務局ト地方自治機關及所在陸海軍機關トノ關係

(8) 中央事務局ト通信連絡方法及其ノ現狀及將來

(9) 聯合軍最高司令部ニ對シ先手ヲ打ツ見地ヨリ計畫乃至着目シアル事項(對聯合軍、對國內官廳、對民間)

(10) 配録ノ整理上梓、保存ハ何レノ部課ニテ行ハレルヤ又定期的ニ刊行シ關係部ニ配布スル案ナキヤ

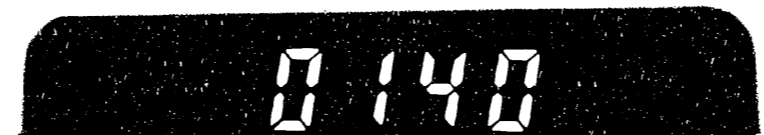
各省軍務  
 各省軍務  
 各省軍務  
 各省軍務  
 各省軍務  
 各省軍務  
 各省軍務  
 各省軍務  
 各省軍務

外務省各部ノ分擔及連繫ノ爲ノ方策如何  
 七 情報蒐集、作況判斷ノ方策如何

外務省

昭和三十二年十一月十四日  
 海軍運送官殿  
 給務部第一課  
 本月十日貴信給運海方一平閣之在、返回答  
 二 高内事務、有之事項  
 三 例係中央事務、向分保規程、係、申、新、知、事、方、有、之  
 四 高内事務、統一及綜合、總裁以下、司、司、令、部、制、上、合、議、内、容  
 五 毎日、九、日、午、間、催、也、之、謀、長、會、議、及、午、後、一、時、中、間、催、也、之、各、省、連  
 六 給、合、議、提、出、也、之、事、項、司、司、令、部、上、交、換、文、書、地、方、事、務、向、  
 七 報、告、文、書、等、ヲ、時、時、取、捨、選、擇、上、給、戰、情、報、上、梓、以、  
 外務省

RM'-0001



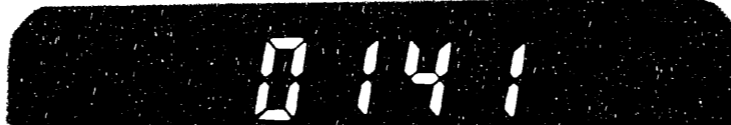
閣僚官廳及地方長官 地方事務向ニ送付シ中央地方ニ於ケル事  
 務上ノ指針ヲ付シ居レリ  
 (四) 前出譯長會議ニテ為ス  
 (三) 公探規程ニ依リ少部知相成カシ  
 (二) 他官廳トノ連絡ニ關スル事項  
 (一) 毎日午後通信部カ一課主催ニテ各省連絡會議ヲ開催シ連絡ス  
 (四)  
 (三) 村終執地理事業ニ總務部長出席シテ連絡ニ當ル  
 (二) 地方事務向ニ關スル事項

外務省

(一) 改正修訂連絡事務向官制(修訂事務情報カ一ヲ参照)依リ而承  
 知事成カシ 尚現在地方事務向ハ八 地方委員会ハ七ヲ集メ  
 (二) 陸海軍機關及地方自治機關ニ對シテ軍出身連絡員派遣  
 モリ互ニ協力シ居レリ  
 (三) 通信連絡方法ハ十道通及普通電話、電信及公信ニ依リテ之ヲ行ヒ  
 居リ 尚十月初旬各地方事務向ト電報連絡装置完成ノ  
 豫定ナリ  
 (四) 意見見レテ教省ノ委員会ヲ企画中ナリ  
 (五) 託録ノ整理保存ノ原則トシテ主管部課ニ於テ之ヲ為シ他府聯合

外務省

RM'-0001





M. 1. 201-1

終戦連絡中央事務局分課規程 (昭和二一、三、一五實施)

第一條 終戦連絡中央事務局分課規程ヲ指ス

第二條 事務ノ取扱及會計ニ關スル事項

第三條 翻譯ノ事務ヲ掌ル

第四條 總務ノ事務ヲ掌ル

第五條 總務ノ事務ヲ掌ル

第六條 總務ノ事務ヲ掌ル

第七條 總務ノ事務ヲ掌ル

第八條 總務ノ事務ヲ掌ル

第九條 總務ノ事務ヲ掌ル

第十條 總務ノ事務ヲ掌ル

第十一條 總務ノ事務ヲ掌ル

第十二條 總務ノ事務ヲ掌ル

第十三條 總務ノ事務ヲ掌ル

第十四條 總務ノ事務ヲ掌ル

第十五條 總務ノ事務ヲ掌ル

第十六條 總務ノ事務ヲ掌ル

第十七條 總務ノ事務ヲ掌ル

第十八條 總務ノ事務ヲ掌ル

第十九條 總務ノ事務ヲ掌ル

第二十條 總務ノ事務ヲ掌ル

第二十一條 總務ノ事務ヲ掌ル

第二十二條 總務ノ事務ヲ掌ル

第二十三條 總務ノ事務ヲ掌ル

第二十四條 總務ノ事務ヲ掌ル

第二十五條 總務ノ事務ヲ掌ル

第二十六條 總務ノ事務ヲ掌ル

第二十七條 總務ノ事務ヲ掌ル

第二十八條 總務ノ事務ヲ掌ル

第二十九條 總務ノ事務ヲ掌ル

第三十條 總務ノ事務ヲ掌ル

第三十一條 總務ノ事務ヲ掌ル

第三十二條 總務ノ事務ヲ掌ル

第三十三條 總務ノ事務ヲ掌ル

第三十四條 總務ノ事務ヲ掌ル

第三十五條 總務ノ事務ヲ掌ル

第三十六條 總務ノ事務ヲ掌ル

第三十七條 總務ノ事務ヲ掌ル

第三十八條 總務ノ事務ヲ掌ル

第三十九條 總務ノ事務ヲ掌ル

第四十條 總務ノ事務ヲ掌ル

第四十一條 總務ノ事務ヲ掌ル

第四十二條 總務ノ事務ヲ掌ル

第四十三條 總務ノ事務ヲ掌ル

第四十四條 總務ノ事務ヲ掌ル

第四十五條 總務ノ事務ヲ掌ル

第四十六條 總務ノ事務ヲ掌ル

第四十七條 總務ノ事務ヲ掌ル

第四十八條 總務ノ事務ヲ掌ル

第四十九條 總務ノ事務ヲ掌ル

第五十條 總務ノ事務ヲ掌ル

第五十一條 總務ノ事務ヲ掌ル

第五十二條 總務ノ事務ヲ掌ル

第五十三條 總務ノ事務ヲ掌ル

第五十四條 總務ノ事務ヲ掌ル

第五十五條 總務ノ事務ヲ掌ル

第五十六條 總務ノ事務ヲ掌ル

第五十七條 總務ノ事務ヲ掌ル

第五十八條 總務ノ事務ヲ掌ル

第五十九條 總務ノ事務ヲ掌ル

第六十條 總務ノ事務ヲ掌ル

第六十一條 總務ノ事務ヲ掌ル

第六十二條 總務ノ事務ヲ掌ル

第六十三條 總務ノ事務ヲ掌ル

第六十四條 總務ノ事務ヲ掌ル

第六十五條 總務ノ事務ヲ掌ル

第六十六條 總務ノ事務ヲ掌ル

第六十七條 總務ノ事務ヲ掌ル

第六十八條 總務ノ事務ヲ掌ル

第六十九條 總務ノ事務ヲ掌ル

第七十條 總務ノ事務ヲ掌ル

第七十一條 總務ノ事務ヲ掌ル

第七十二條 總務ノ事務ヲ掌ル

第七十三條 總務ノ事務ヲ掌ル

第七十四條 總務ノ事務ヲ掌ル

第七十五條 總務ノ事務ヲ掌ル

第七十六條 總務ノ事務ヲ掌ル

第七十七條 總務ノ事務ヲ掌ル

第七十八條 總務ノ事務ヲ掌ル

第七十九條 總務ノ事務ヲ掌ル

第八十條 總務ノ事務ヲ掌ル

第八十一條 總務ノ事務ヲ掌ル

第八十二條 總務ノ事務ヲ掌ル

第八十三條 總務ノ事務ヲ掌ル

第八十四條 總務ノ事務ヲ掌ル

第八十五條 總務ノ事務ヲ掌ル

第八十六條 總務ノ事務ヲ掌ル

第八十七條 總務ノ事務ヲ掌ル

第八十八條 總務ノ事務ヲ掌ル

第八十九條 總務ノ事務ヲ掌ル

第九十條 總務ノ事務ヲ掌ル

第九十一條 總務ノ事務ヲ掌ル

第九十二條 總務ノ事務ヲ掌ル

第九十三條 總務ノ事務ヲ掌ル

第九十四條 總務ノ事務ヲ掌ル

第九十五條 總務ノ事務ヲ掌ル

第九十六條 總務ノ事務ヲ掌ル

第九十七條 總務ノ事務ヲ掌ル

第九十八條 總務ノ事務ヲ掌ル

第九十九條 總務ノ事務ヲ掌ル

第一百條 總務ノ事務ヲ掌ル

不審

公	信	案	外	務	省
<p>二付ハハ被ニ係取計寄トハ右ノニモ 各事務局ニ於テハ</p> <p>信第五六二号担当府縣 終戦事務情報 第三号</p> <p>并載ノ分理規程ノ身地方取計ハ度ニ及</p> <p>中央事務局</p> <p>昭和二十一年十二月二十日附位</p> <p>第一号所載改正終戦連絡事務局官制及</p>					

RM'-0001

0143



第七條 政治部ニ政治、軍事、治安、及文教ノ綜合調整ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 治安ニ於テハ、軍事、治安、及文教ノ事務ヲ掌ル

第九條 財政ニ於テハ、金融、貿易、及工務ノ事務ヲ掌ル

第十條 商工ニ於テハ、商工ノ事務ヲ掌ル

第十一條 農林ニ於テハ、農林ノ事務ヲ掌ル

第十二條 海陸交通ニ於テハ、海陸交通ノ事務ヲ掌ル

第十三條 信託ニ於テハ、信託ノ事務ヲ掌ル

第十四條 海運ニ於テハ、海運ノ事務ヲ掌ル

第十五條 陸運ニ於テハ、陸運ノ事務ヲ掌ル

第十六條 航空ニ於テハ、航空ノ事務ヲ掌ル

第十七條 航路ニ於テハ、航路ノ事務ヲ掌ル

第十八條 航路ノ安全ニ於テハ、航路ノ安全ノ事務ヲ掌ル

第十九條 航路ノ安全ニ於テハ、航路ノ安全ノ事務ヲ掌ル

第二十條 航路ノ安全ニ於テハ、航路ノ安全ノ事務ヲ掌ル

第十三條 設置部ニ庶務、設置部ニ庶務、設置部ニ庶務ノ綜合調整ニ關スル事務ヲ掌ル

第十四條 設置部ニ庶務、設置部ニ庶務、設置部ニ庶務ノ綜合調整ニ關スル事務ヲ掌ル

第十五條 設置部ニ庶務、設置部ニ庶務、設置部ニ庶務ノ綜合調整ニ關スル事務ヲ掌ル

第十六條 設置部ニ庶務、設置部ニ庶務、設置部ニ庶務ノ綜合調整ニ關スル事務ヲ掌ル

第十七條 設置部ニ庶務、設置部ニ庶務、設置部ニ庶務ノ綜合調整ニ關スル事務ヲ掌ル

第十八條 設置部ニ庶務、設置部ニ庶務、設置部ニ庶務ノ綜合調整ニ關スル事務ヲ掌ル

第十九條 設置部ニ庶務、設置部ニ庶務、設置部ニ庶務ノ綜合調整ニ關スル事務ヲ掌ル

第二十條 設置部ニ庶務、設置部ニ庶務、設置部ニ庶務ノ綜合調整ニ關スル事務ヲ掌ル





RM'-0001

0147

第八條 文敎課ニ於テハ文敎ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第九條 財務課ニ於テハ財政及金融ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十條 貿易課ニ於テハ貿易ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十一條 農林課ニ於テハ農畜水産ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十二條 陸運課ニ於テハ陸運ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十三條 海運課ニ於テハ海運ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十四條 通信課ニ於テハ通信ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十五條 庶務課ニ於テハ庶務及部内事務ノ整理ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十六條 設營課ニ於テハ設營ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十七條 經理課ニ於テハ經理ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十八條 管理課ニ於テハ管理ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第十九條 設營課ニ於テハ設營ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第二十條 經理課ニ於テハ經理ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第二十一條 管理課ニ於テハ管理ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第二十二條 設營課ニ於テハ設營ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第二十三條 經理課ニ於テハ經理ニ關スル事務ヲ掌ル  
 第二十四條 管理課ニ於テハ管理ニ關スル事務ヲ掌ル

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

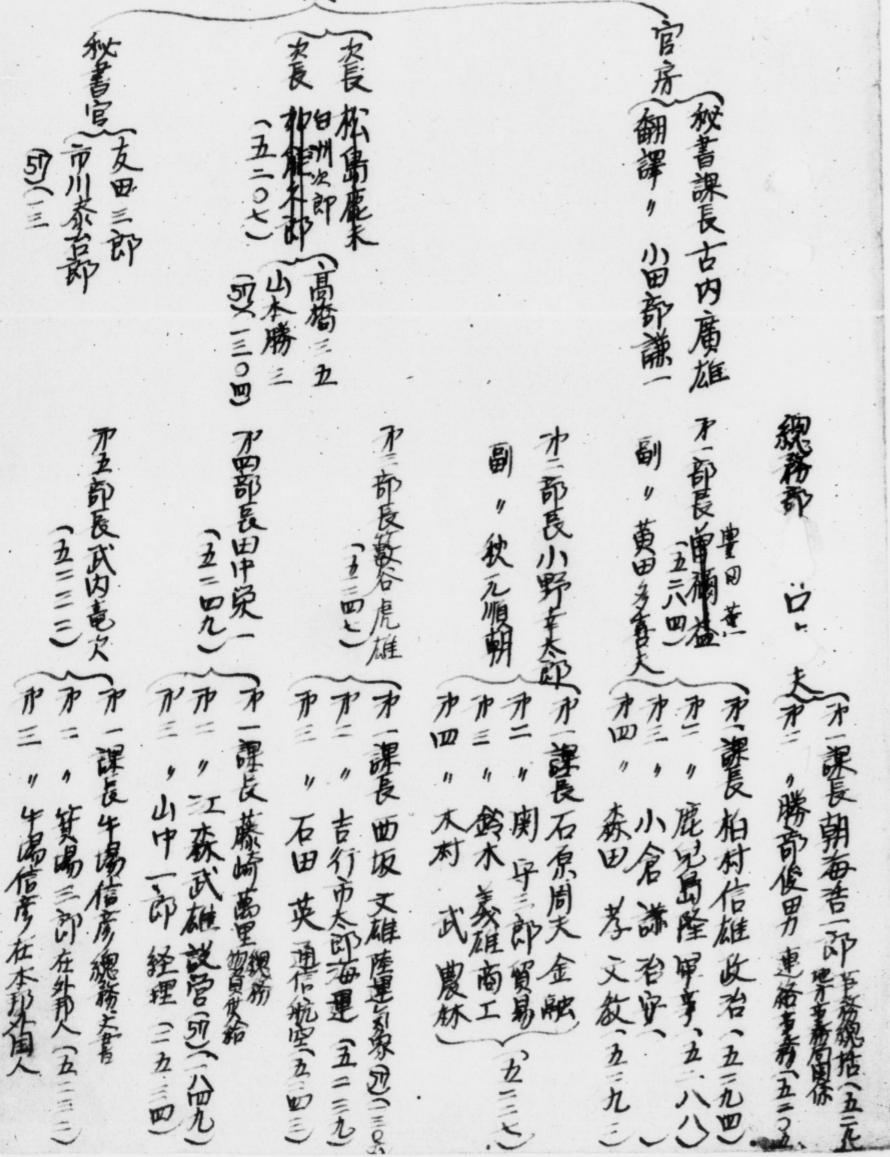
国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

CENTRAL LIAISON OFFICE

總裁 吉田 茂



及三ノ「益ニ加スル事務ヲ掌ル」  
 第十五條 管理ニ關スル事務ヲ掌ル  
 總務課ニ於テハ一般事務及部内事務、綜合調整ニ關スル事務ヲ掌ル  
 在外邦人課ニ於テハ在外邦人及其ノ權益ニ關スル事務ヲ掌ル  
 在外邦人課ニ於テハ在外邦人及其ノ權益ニ關スル事務ヲ掌ル

RM'-0001

0148

總裁吉田茂

- 官房
  - 秘書課長古内廣雄
  - 副官 小田部謙一
  - 副官 豊田重一
  - 副官 曾根益
  - 副官 鹿兒島隆平 (五二八八)
  - 副官 小倉謙吾 (五二九三)
  - 副官 森田孝文 (五二九三)
- 秘書官
  - 支田三郎 (五二〇七)
  - 市川泰吉郎 (五二〇三)
  - 支田三郎 (五二〇七)
  - 市川泰吉郎 (五二〇三)
- 局長 松島康夫 (高橋三五)
- 局長 柳井村 (山本勝三)
- 局長 谷虎雄 (五二四七)
- 局長 西坂文雄 (陸運部 (五二〇九))
- 局長 吉行市太郎 (海運 (五二二九))
- 局長 石田英通 (航空 (五二四三))
- 局長 藤崎萬里 (總務)
- 局長 江森武雄 (改管 (五二四九))
- 局長 山中一郎 (經理 (五二三四))
- 局長 牛場信彦 (總務)
- 局長 實場三郎 (在外邦人 (五二三三))
- 局長 牛場信彦 (在外邦人)

外務省官房  
文書課

特殊物件請願事務移管の件

從來 特殊物件（元陸海軍軍需品、軍事施設等）請願事務は政治部政治課に於て適當して來ましたが、爾今 本件は經濟部商工課（鈴木課長、川瀬、上川連絡官）に移管されることになりましたから右御了知下さる。

昭和二十一年五月二十三日

終戦各部課長 殿

政治部政治課長

収  
送



昭和二十一年九月二十八日起案  
昭和二十一年十月四日決裁

司法關係事務調整の件

當部に司法課を新設する件は此の程高裁を得て所要の手續が目下採られてゐるが、部内事務調整の見地より不取左記の通り司法課を設置する事と致したい。尙要員としては、差當つて政治部勤務者中現に司法關係事務を但當してゐる者を同課勤務に發令構成りたい。

記

總連中央事務局分課規程第六條を「政治部に於ては政治、軍事

外務省

内政（治安課の呼稱を内政課と改むる件は昭和二十一年九月二十六日高裁濟）文書及司法に關する事務を掌る」と改め、第七條第一項を「政治部に政治課、軍事課、内政課、文書課及司法課を置」と改め、同條第六項に「司法課に於ては司法に關する事務を掌る」と加へる。

右俾高裁

外務省

RM'-0001

0150

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

M. 12. 9. 15-1

終戦連絡地方事務局の業務概要

昭和二十一年

終戦連絡地方事務局の任務

終戦連絡地方事務局は昭和二十年九月三日付連合軍最高司令官の指令第二号に基き「占領軍の主要区域の各々において占領軍のために要する区域及び施設に関する情報を提供し且つ右区域及び施設のための要求を受理する」機関として設置されたものであつて、即ち地方事務局は單なる連絡に止まらず対外的に日本政府を代表して全責任を負うわけである。従つて地方事務局は各地軍政当局において担当処理して居る内政産業経済、財政、設営、賠償等各般の諸問題に関する日本側への申出の関門となつて居り同時にまた日本側より占領軍側への申出の関門もなつて居るのであつて、その処理事項の内容が右のように極めて廣汎にわたつて居る結果、地方事務局は関係國內官廳の充  
分なる協力を得て事務を処理し、また関係國內官廳に対し意見

外務省

を述べ、あるいは占領軍側に意見を述べ、且つ責任を負う立場より各案件の処理に直接関與して居るのである。  
殊に最近占領軍側占領事務の進捗に伴い地方事務局の処理事項は益々複雑多岐に赴きつつあつて、その任務と責任とはいよいよ重きを加えつつある現状である。

外務省

RM'-0001

0151



終戦連絡地方事務局の連絡担当区域

現在地方事務局は全國枢要の地十六カ所に設けられて居り、その外に若干の出張所があるが、これら事務局の大部分は師團以上の作戦軍（海軍基地を含む）または地方軍政本部（リージョンナル、ヘッドクォーターズ）との連絡事務に當つて居り、その他の事務局及び出張所と雖も現地占領軍當局の要請に依つて設置せられたものであるか、または占領軍進駐の初期の段階において枢要の地と認められたものが占領軍の移動ない至軍政組織の改變後も現地占領軍側の要請に依つてその機能を存續して居るものである。

右のようであるから地方事務局の連絡担当区域は廣狭の差があり、引いてその業務の内容にも多かれ少なかれ差違を生ずる訳であるが、これを具体的に各地方事務局に付て當つて見ると略左の通りである。

外務省

（一）連絡担当区域及び業務内容が全國的なもの。

横浜事務局は連絡担当区域として神奈川、山梨、長野、群馬、埼玉、新潟の各縣を受持つて居るが、横浜に第八軍司令部が存する關係上、單なる地方的の事務に止まらず、全國に亘る事務をも処理して居る。

（二）連絡担当区域が占領軍地方軍政本部の管轄区域に相当し、従つてその業務内容も該縣以上に關係あるもの

左の事務局がこれに該当する（括弧内は当該事務局の連絡相手たる現地占領軍側）

- 北海道事務局（北海道地方軍政本部）、東北事務局（第九團）
- 東海北陸事務局（東海北陸地方軍政本部）、京都事務局（近畿地方軍政本部）、中國事務局（英連邦軍）、四國事務局（四國地方軍政本部）、九州事務局（九州地方軍政本部）

外務省

ニ終戦連絡地方事務局の連絡担当区域

現在地方事務局は全圖板要の地十六カ所に設けられて居り、その外に若干の出張所があるが、これら事務局の大部分は師團以上の作戦軍（海軍基地を含む）または地方軍政本部（リージョナル、ヘッドクォーターズ）との連絡事務に當つて居り、その他の事務局及び出張所と雖も現地占領軍当局の要請に依つて設置せられたものであるが、または占領軍進駐の初期の段階において板要の地と認められたものが占領軍の移動ない至軍政組織の改變後も現地占領軍側の要請に依つてその機能を存続して居るものである。

右のようなり次第であるから地方事務局の連絡担当区域は廣狹の差があり、引いてその業務の内容にも多かれ少なかれ差を生ずる訳であるが、これを具体的に各地方事務局に付て當つて見ると略左の通りである。

外務省

（三）連絡担当区域が右ニに掲げた事務局よりも狭く局部的なもの

師團司令部、海軍基地乃至軍政府縣班（ブリフェクチュラル、チーム）を連絡相手とする事務局であつてこれに該当するものとしては大阪、横須賀、神戸、岡山、佐世保、千葉、和歌山、熊本の各事務局がある。その連絡担当区域も一ニ縣に止まるか乃至は海軍基地関係事務局の如くに連絡担当区域が特定してないものもある。

（備考、右に依ると例へば九州事務局対熊本事務局の場合の如く連絡担当区域が競合するやに認められるものもあるのであるが、このように管下に他の事務局がある場合には、所要事項を後者に連絡して処理させることになつてゐる。）

外務省

三 終戦連絡地方事務局の業務の内容

前述の如く終戦連絡地方事務局には連絡担当区域が比較的廣いものと、局部的なものがあつて、勢いその取扱う事務にも多少の差違を生じて来るわけであるが、これを大別して(一)概ね各地方事務局に共通のもの(二)各地方事務局共通の事務ではないが一部事務局に共通のもの(三)現地の特殊事情に基く当該地方事務局の特殊事務の三つに分つことができる。以下これを具体的に説明すれば大要左の通りである。

(一)各地方事務局共通の事務

(A)内政関係

行政、産業経済、財務、交通、教育、厚生等その関與する部門は内政の各分野にわたつてゐる。その数例を掲記すると次のような事務がある。

(1)公職追放関係(本件適格審査委員会に參與)

外務省

(2)勅令第三一一号関係(いわゆる占領軍の占領目的に有害

なる行爲の処罰を規定したもの)

(3)占領軍側の不法行爲による損害関係

(4)第三國人の不法行爲関係

(5)民間保有刀剣その他武器供出関係

(6)國旗掲揚問題関係

(7)左側通行問題関係

(8)労働争議関係

外務省

(2) 設営関係

- (1) 占領軍兵舎及び住宅の建設
- (2) 同上維持管理
- (3) 占領軍関係物資調達
- (4) 占領軍関係土地建物の接收
- (5) 占領軍に対する労務供出及び労務管理
- (6) 終戦処理費経理事務

上掲の事務は概ね各事務局共通のものであるが、各地における占領軍駐屯の状況ない至要求内容に應じ、事務に繁閑の差があり、又例えば労務関係事務の如きは、事務局自らこれを処理しおるもの例えば京都と関係府縣等にこれが処理を委任し事務局が側面指導をなしているところもある。

外務省

(3) 賠償関係

- (1) 賠償指定工場の除外申請
- (2) 当該工場内の賠償対象設備の目録作成
- (3) 当該工場の管理保全措置
- (4) 解体、こん包、撤去の準備措置
- (5) 当該工場施設の平和民需産業轉換
- (6) 土地建物及び非対象施設の移動轉用
- (7) 撤去時期の延期申請等

地方における賠償事務処理のため安定本部の監督の下に地方賠償協議会都道府縣賠償協議会が設置され、当該地区を連絡担当区域とする終連地方事務局長はこれら協議会の副会長（同時に地方賠償協議会の事務局長）としてその運営に參與しており、また賠償撤去作業についても地方事務局はその担当責任官廳に対し緊密なる協力をなすことになつてゐる。

外務省

㉞ 各種報告関係

現地軍政部側の要求によつて管下の政治経済概況を報告するため各種産業経済厚生等関係の統計的報告書を提出して居る。もち論各地方にわたつて報告事項が劃一的に決つて居る訳ではないが、例えば横浜を例にとつて見ると、定期報告としては(1)食糧及生活必需品に関する配給及價格統制月報(2)闇市場月報(3)救済月報(4)衣料配給月報(5)主食配給週報(6)主食遅配状況半月報(7)漁業月報(8)肥料生産配給週報等があり、臨時報告としては工業、農業、食糧関係の各種報告書、経済統制法令の英語文提出等がある。

各種報告は事務局が自ら資料を集めて調査を作成するもの、関係機関に資料を提出させて調査を作成するもの、ない至は関係機関をして作成せしめ提出するもの等種々ある。(5) 文化関係及各種便宜供與

外  
務  
省

地方事務局が主体となつて現地占領軍側に対する日本文化の紹介啓発を行つて居る。占領軍関係者の旅行、視察等に対する便宜供與の事務も相当多い。

外  
務  
省

(一) 一部事務局に共通の事務

(1) 引揚関係

東亞各地よりの邦人の引揚はソ連地区を除いて略完了し目下ソ連地区よりの引揚が行われているが、これら引揚民の本邦上陸地点をその管下に有しているのは北海道、京都九州等の事務局である。

朝鮮人、台湾人、琉球人等の引揚も大半完了したが残留者の送還事務はその集結地たる九州方面事務局がこれに関係あるわけである。

(2) 密航者関係

朝鮮方面よりの密航者に関するもので中国、九州方面の事務局関係の事務である。

(3) 輸出入事務関係

中国事務局（吳）、佐世保事務局、立川出張所及び北海

外務省

道事務局管下の室蘭出張所職員は貿易廳の委嘱を受けて輸出入受渡関係の事務を代行している。

(三) 特定の地方事務局の特殊事務

さきにも述べた通り、横浜事務局は第八軍との連絡に當つてゐるため、第八軍の発する施行命令の処置その他全国的性質の事務をも取扱ひ従つてまた常時中央と連絡すべき事務も著しく多い。

また周知の通り横浜には連合軍側軍事裁判所が設置せられてり級中級の戦犯容疑者の裁判が行われている。横浜事務局では本件裁判関係の証人呼出等の事務を処理する外常時局員を裁判所に派して裁判を傍聴せしめてゐる。

外務省

RM'-0001



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

M.12.0 1-1

事務

終戦連絡中央事務局副次長事務分擔の件  
 終戦連絡中央事務局次長として新に山形次長の任命を見今後左  
 の事項に付ては山形次長に於て專管せられることとなつたので依  
 命通達する。  
 一 次官會議、退放審査委員會に出席すること  
 一 終戦の人事、會計等一般庶務に關する事項の處理  
 一 終戦各部隊にて作成する文書、報告は山形次長に提出する  
 昭和二十一年十一月七日  
 秘書課長  
 外務省

終戦連絡事務局各部ノ事務分擔狀況  
 第一課ハ終戦連絡中央事務局ノ總務部ニ當リ事務局全体ノ機能發揮  
 ニ重點ヲ置クモノナリ、部内ハ四課ニ分ル  
 第一課ハ總務  
 第二課ハ米側トノ連絡  
 第三課ハ翻譯  
 第四課ハ庶務  
 第一課ノ任務ハ事務ノ綜合調整ノ外外務省内各局課及他課トノ  
 連絡調整、地方事務局ニ關スル事務等ナリ  
 第二課ハ米側トノ公債、電信、電話及直接係官ニ依ル連絡一切ヲ管  
 掌シ米側ヨリノ連絡事項ヲ正確迅速ニ關係方面ニ連絡シ又我方ヨリ  
 米側ヘ連絡スル業務ヲ行ヒ居レリ  
 第三課ハ事務局全体ノ翻譯(主トシテ邦文ヨリ英文ヘノ翻譯)ヲ掌  
 リ居リ多數ノ往復公文書、殊ニ米側ノ龐大ナル要求事項ニ對シ内地

日本標準規格 B5

外務省

官廳ノ提供スル文書ノ翻譯ハ殆ンド全部當課ヲ通スルモノニシテ從  
 而其課員ノ勤務ハ晝夜ニ及ビ居レリ。  
 第四課ハ庶務ニシテ事務局全体ノ庶務ヲ掌リ證明書ノ發給、地方要  
 員ニ對スル切符ノ世話、通譯ノ募集教育及派遣傳書使ノ指導等煩雜  
 ナル事務ヲ擔當ス。

外務省

(日本標準規格B5)

第二部ニ於テハ主トシテ政治、軍事、治安、文化、教育等ニ關スル  
 連絡事務ヲ管掌シ居レリ四課ニ分チ左ノ如ク事務ヲ分掌ス

第一課 政治

第二課 軍事

第三課 治安、地方行政

第四課 文化教育

即チ

第一課ニ於テハ政治ノ根本問題轉ニ帝國議會等ノ制度及運營、社  
 會制度、戰爭犯罪人等ノ諸問題ニ關スル連絡事務ヲ掌リ  
 第二課ニ於テハ軍事事項ニ關スル連絡事務ヲ掌リ  
 第三課ニ於テハ治安及地方行政特ニ進駐軍ニ對スル警備及民心指  
 導、民間武器ノ取締及提出、警察力強化、米軍不法行為、戰爭犯  
 罪人ノ處理、歸還將兵ノ指導取締等ニ關スル連絡事務ヲ掌リ  
 第四課ニ於テハ文化一般、教育制度、教育方針等ニ關スル連絡事務ヲ掌リ居レリ

(日本標準規格B5)

外務省



第三部ハ經濟及股管關係ヲ掌リ之ヲ四課ニ分チ居レリ

第一課 産業問題

第二課 賠償問題

第三課 設管及經理

第四課 交通々信

第一課ニ於テハ軍需産業ノ整理民需産業再開、原料問題、輸出入、食糧問題等ノ重要問題ヲ取扱ヒ

第二課ニ於テハ主トシテ金融問題ヲ掌リ

第三課ニ於テハ進駐軍ノ爲ノ事務所、宿舍、食糧品ノ供給、自動車、勞務ノ提供等凡有ル便宜供與ノ問題及之等ニ關聯スル經費ノ問題ヲ扱ヒ

第四課ニ於テハ陸上海上及航空輸送並ニ通信關係ヲ掌リ居リ國內定期航空ノ如キ終戰連絡事務局ノ事務遂行上必要ナリトノ建前ニテ聯合軍ノ許可ヲ取付ケ實施シ居ルモノナリ

外務省

(日本標準規格B5)

第四部ニ於テハ主トシテ内外人並ニ其ノ權益ノ保護、調査等ニ關スル連絡事務ヲ管掌シ居レリ、三課ニ分チ左ノ如ク事務ヲ分掌ス

第一課 總務

第二課 在外邦人及其ノ權益ノ保護、調査

第三課 在本邦外國人及其ノ權益ノ保護、調査

即チ

第一課ニ於テハ部關係一般事務ヲ總括スルト共ニ特ニ第四部管掌事項ニ付利益代表國赤十字國際委員會、羅馬法王廳等トノ交渉、連絡事務ヲ掌リ

第二課ニ於テハ在外邦人及其ノ權益ノ保護、調査ニ關スル事項特ニ大東亞地域及從來ノ外地(朝鮮、臺灣、樺太、千島)ヨリノ軍隊及居留民ノ引揚並ニ其ノ權益ノ保護ニ付連絡事務ヲ掌リ居レリ

第三課ニ於テハ在本邦外國人及其ノ權益ノ保護、調査ニ關スル事項特ニ敵國人抑留者、俘虜及俘虜取扱關係ニ於ケル戰爭犯罪人及敵産調査、他樞軸國人調査ニ關スル連絡事務ヲ掌リ居レリ

外務省

(日本標準規格B5)

RM'-0001



電信寫

昭和二十二年五月十日 東京部 一四九平 本館 九日一七〇〇 吉岡事務局長

第七號

(中央給送機解送付方取願の件)

當局執務参考のため最近の中央給送機機一器(故障あれば五部)に  
 緊急御付願いたす

配布先 文・電・給送機長・給電・給電機・連

(丁)

外務省

12041  
12019

(分類 1/12.0/1/1)

主管	総務部長 主任 総務課長	昭和二十二年五月十日 山宮 日起草
電送第	件名	宛
略平	終連中央事務局分課 規定一部改正の件	終連地方事務局長 会出張所長
暗	記録件名	發
略平	令第二八三號	終連總裁

今般當事務局分課規定の一部を次のやうに改正し五月一日より施行せん

第一條 經濟部におけるは財政金融貿易商工

電信課長 發電係

10 14

60

外務省

RM'-0001



電信案

外務省

食糧課においては農林畜水産その他食糧に  
関する事務を掌る

労働課においては労働に關する事務を掌る

(以上)

電信案

外務省

業農林水産その他食糧及び労働に關する事  
務を掌る  
第九條 經濟部に総務課食糧課及び労働  
課を置く

總務課においては財政金融貿易商工業に

關する事務及び部内事務の綜合調整に内

する事務を掌る

RM'-0001



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

◎終戦連絡中央事務局分課規程(昭和二十一年改正) 六一〇

第一條 総裁官房に秘書課及翻譯課を置く

第二條 人事、文書の取扱及會計に關する事項

第三條 一般庶務に關する事項

第四條 翻譯課に關する事務を掌る

第五條 總務部に關する事務を掌る

第六條 地方事務局に關する事務を掌る

第七條 連絡課に關する事務を掌る

第八條 側近連絡機關との連絡及これに伴う往復文書に關する事務を掌る

第九條 政治課に關する事務を掌る

第十條 政治課に關する事務を掌る

第十一條 政治課に關する事務を掌る

第十二條 政治課に關する事務を掌る

第十三條 政治課に關する事務を掌る

第十四條 政治課に關する事務を掌る

第十五條 政治課に關する事務を掌る

第十六條 政治課に關する事務を掌る

第十七條 政治課に關する事務を掌る

第十八條 政治課に關する事務を掌る

第十九條 政治課に關する事務を掌る

第二十條 政治課に關する事務を掌る

第二十一條 政治課に關する事務を掌る

第二十二條 政治課に關する事務を掌る

第二十三條 政治課に關する事務を掌る

第二十四條 政治課に關する事務を掌る

RM'-0001

0163

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



第十三條 設官部に總務課、労務課、業務課及経理課を置く  
 整に關する事務を掌る  
 の管理事務を掌る  
 業務課においては東京都内設官に關する事務を掌る  
 第四條 管理部に於いては在邦人及その權益、在本邦外國人  
 第十五條 管理部に於いては在外邦人、並びに特殊財産に關する事務を掌る  
 在外邦人課においては在外邦人及その權益に關する事務を掌  
 國內課においては在本邦外國人及その權益に關する事務を掌  
 第十六條 賠償部においては特殊財産に關する事務を掌る  
 第十七條 賠償部に總務課、実施課及輸送課を置く  
 總務課においては一般事務及部内事務の綜合調整に關する事  
 務を掌る  
 実施課においては賠償の實施に關する事務を掌る  
 輸送課においては賠償物件の輸送に關する事務を掌る

●終戦連絡中央事務局分課規程中改正 終戦連絡中央事務局分課  
 規程中左の通り改正して、一月一日から實施した。  
 第十四條 管理部に於いては、在外邦人及びその權益、在本邦外  
 國人及びその權益に關する事務、特殊財産に關する事務を掌り、  
 特殊財産中掠奪財産に關しては、調査、保管及び返還の實施を  
 掌理する。  
 第十五條 管理部に、在外邦人課、國內課、特殊財産課及び調査  
 課を置く。  
 在外邦人課においては、在外邦人及びその權益に關する事務  
 を掌る。  
 國內課においては、在本邦外國人及びその權益に關する事務  
 を掌る。  
 特殊財産課においては、特殊財産に關する事務を掌る  
 調査課においては、掠奪財産の調査、保管及び返還に關する

外務省



Amendment of the Regulations Governing the Departmental  
Organization of the Central Liaison Office.

The Regulations Governing the Departmental Organization of the  
Central Liaison Office have been amended, as follows, effective  
from January 1, 1948.

Article XIV: The Repatriation Division shall take charge of  
affairs pertaining to Japanese nationals abroad and their  
interests, foreign nationals in Japan and their interests,  
and special property, and as regards looted property out  
of the special property, shall deal with business con-  
cerning investigations, custody and return of it.

Article XV: The Repatriation Division shall consist of the  
Oversea Japanese Section, the Home Section, the Special  
Property Section, and the Investigation Section.

The Oversea Japanese Section shall take charge of affa-  
irs respecting Japanese nationals abroad and their in-  
terests.

The Home Section shall take charge of affairs respect-  
ing foreign nationals in Japan and their interests.

The Special Property Section shall take charge of  
affairs respecting special property.

The Investigation Section shall deal with business  
respecting the investigation, custody, and return of  
looted property.

事務を処理する。

外務省

RM'-0001

0166

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RM'-0001

0167

度い 右高裁を仰ぐ		記	
政治部	復員課	（記号）	考
経済部	厚生労働課	絡政収	従来は政治課の業務として使用したものを
		絡政復	従来は労働課の業務として使用したものを
		絡経労	従来は労働課の業務として使用したものを

外務省

代  
供覧

4.12.01-1.

件名	分課規程改正に由るもの
主管文書課長	主任
大臣	次官
秘書課長	各課長
政治部長	各課長
経済部長	各課長
各課長	各課長

昭和三十二年六月十七日決裁

録

（日本標準規格 B5）

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



41201

終  
戰  
分  
課  
規  
定

秘  
書  
課

RM<sup>7</sup>-0001

0158

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RM'-0001

0169

政治部  
 (1) 追放令ニ關スル事項  
 (2) 總選舉ニ關スル事項  
 (3) 政府後援乃至官制改革ニ關スル事項  
 (4) 議會制度ニ關スル事項  
 (5) 法令ニ關スル事項  
 (6) 戦犯關係ニ關スル事項  
 (7) 軍需品返還ニ關スル事項  
 (8) 學生保險ニ關スル事項  
 (9) 復員軍人ニ關スル事項  
 (10) 神道ニ關スル事項  
 (11) 部内一般庶務

政治部軍需課  
 軍需關係調査ニ關シ聯合軍及第一、第二、復員省トノ連絡

政治部治安課  
 (1) 戦犯入引渡ニ關スル事項  
 (2) 集會結社多蒙運動ニ關スル事項  
 (3) 政治思想經濟其他治安關係情報蒐集

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RM'-0001

0170

政治部文教課  
 (1) 宗教關係全般ニ關スル事項  
 (2) 美術ニ關スル事項  
 (3) 博物館、圖書館、國立公園、國寶重要美術  
 (4) 武道ニ關スル事項  
 (5) 文部省所管ノ實驗所、研究所(含航研)ノ聯合軍ニ對スル資  
 料報告

(4) 新聞出版物ニ關スル事項  
 (5) 民生ニ關スル事項  
 (6) 蕃備力強化ニ關スル事項  
 (7) 聯合軍々人ノ不法行為ニ關スル事項  
 (8) 在邦外人ノ動靜並ニ警備ニ關スル事項  
 (9) 在外邦人ノ情勢ニ關スル事項  
 (10) 復員軍人引揚邦人ノ情勢  
 (11) 聯合軍進駐ニ伴フ警備並ニ兵心指導  
 (12) 民間武器同收  
 (13) 聯合軍ニ對スル便宜供與  
 (14) 內務省連絡事務局トノ連絡

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

① 輸出入	② 輸出入	③ 輸出入	④ 輸出入
⑤ 輸出入	⑥ 輸出入	⑦ 輸出入	⑧ 輸出入
⑨ 輸出入	⑩ 輸出入	⑪ 輸出入	⑫ 輸出入
⑬ 輸出入	⑭ 輸出入	⑮ 輸出入	⑯ 輸出入
⑰ 輸出入	⑱ 輸出入	⑲ 輸出入	⑳ 輸出入
㉑ 輸出入	㉒ 輸出入	㉓ 輸出入	㉔ 輸出入
㉕ 輸出入	㉖ 輸出入	㉗ 輸出入	㉘ 輸出入
㉙ 輸出入	㉚ 輸出入	㉛ 輸出入	㉜ 輸出入
㉝ 輸出入	㉞ 輸出入	㉟ 輸出入	㊱ 輸出入
㊲ 輸出入	㊳ 輸出入	㊴ 輸出入	㊵ 輸出入
㊶ 輸出入	㊷ 輸出入	㊸ 輸出入	㊹ 輸出入
㊺ 輸出入	㊻ 輸出入	㊼ 輸出入	㊽ 輸出入
㊾ 輸出入	㊿ 輸出入		

RM'-0001

0171

(9) 外船ノ使用ニル事項	(8) 輸出入物ノ使用ニル事項	(7) 歸國船ノ使用ニル事項	(6) 海上輸送ニ關スル事項	(5) 海運係船ニ關スル事項	(4) 船員ニ關スル事項	(3) 港灣及倉庫ニ關スル事項	(2) 造船及港灣ニ關スル事項	(1) 海運政策一般ニ關スル事項	交通部海運課	(8) 小自動車輸送ニ關スル事項	(7) 自動農道輸送ニ關スル事項	(6) 鐵道輸送ニ關スル事項	(5) 運道所管倉庫ニ關スル事項	(4) 道路及氣象ニ關スル事項	(3) 陸運係船ニ關スル事項	(2) 陸運係船ニ關スル事項	(1) 陸運係船ニ關スル事項	交通部陸運課
---------------	-----------------	----------------	----------------	----------------	--------------	-----------------	-----------------	------------------	--------	------------------	------------------	----------------	------------------	-----------------	----------------	----------------	----------------	--------

RM'-0001

0172

(四) 漁船ニ關スル事項  
水路及航路標識ニ關スル事項

交通部 遞信課

(1) 郵便業務ニ關スル事項  
(2) 電信・電話・爲替貯金・保險年金・航空保險ニ關スル事項  
(3) 放送事業監督

設營部 庶務課

(1) 一般庶務  
(2) 聯合軍ニ對スル物資供給

設營部 設營課

(1) 建物接收及設營  
(2) 聯合軍ニ對スル勞務提供及賃金決定

設營部 經理課

聯合軍關係經費及之ガ支辨ニ關スル事項

管理 部 總務 課  
 年 般 專 務 及 部 內 專 務 ノ 綜 合 調 整 ニ 關 ス ル 專 務  
 管 理 部 在 外 邦 人 課  
 在 外 邦 人 及 其 ノ 權 益 ニ 關 ス ル 專 務  
 管 理 部 區 內 課  
 在 本 邦 外 國 人 及 其 ノ 權 益 ニ 關 ス ル 專 務

大臣

件名 終連分課規程 改正の件 昭和八月 日付リ 宣施する ことトシテ	主任 秘書課長 次長 次長 次長 人事課長 総務課長 政治部長 政治課長 廣瀬 幸 官 事務 検	高 裁 案 昭和二年 八月 二 日 起 案 昭和 年 月 日 決 裁	文書課長 注意 一 號 一 經 一 本 一 直 一 送 三 通 一 添 一 文 書 課 一 廻 付 一 セ ラ レ タ ン
---	---	--	--

外務省

RM'-0001

0174

右高執を仰ぐ

記

第六條 政治部第一部においては政治、内務、文教及び司法  
に關する事務を掌り、第二部にありては

戦犯 調査及び復員に關する事務を掌る

第七條 政治部第一部に政治課、内務課、文教課及び司法  
課を置き、第二部に

政治課においては政治に關する事務及び部内事務の綜合  
調整に關する事務を掌る  
内務課においては治安及び地方制度に關する事務を掌る  
文教課においては文教に關する事務を掌る  
司法課においては司法に關する事務を掌る

戦犯 業務課においては戦争犯罪事務一般及び第二部内の他の

戦連絡中央事務局

戦連絡中央事務局

一課に在りては事務を掌る

調査課においては國際情報運用に關する事務を掌る  
復員課においては復員に關する事務を掌る

RM'-0001

0175



行政課の所掌事務

行政課は行政制度一般、司法関係、地方自治及び地方財政、警察、文教その他一般法規問題に關する連絡調整の事務を掌つてゐる。これを關係機關につて見れば、日本側としては、宮内府、行政管理庁、法務省（法制事務局を含む）、文部省、旧内務省系諸機関等であり、総司令部側としては、Government Section, Legal Section, Civil Information and Education Section, Diplomatic Section, Economic & Scientific Section の一部、第八軍司令部の Legal and Government Division 等であつて、これ等の間の重要問題に關する連絡の衝口當つてゐる。連合國官憲との連絡に關する事項は

連絡調整中央事務局

つては右方面に事務上の調整を要する場合が少なくないが、此の種の内外共に接觸の分野が広く、従つて総合的観点から事業を考案し得べき地位にあることか、この種の場合には連合國官憲との連絡に關する各々事務の總合調整という職責を果す上において、極めて重要な意味をもつてゐる。  
昨年二月祭足以来、当課において取扱つた案件の重要なものを拾えば、新刑事訴訟法の制定、皇室令施行法の改正、地方自治法の改正、神戶の朝鮮人墮落事件、國家行政組織法の制定、海上保安庁設置法の制定、集会デモ等の取締に關する條例制定問題、教育委員会法の制定

連絡調整中央事務局

RM'-0001

0177

不可涉國信

(内) 國に親婚相此七等は國として、總司合部外交の  
を以て、同高橋海神大兩支部乃至各縣令國使  
節用より、同高橋海神大兩支部乃至各縣令國使  
節地方制此律等、同令のせるなり、涉務少民等、同  
に位此律等、同令のせるなり、涉務少民等、同  
意見等、同令のせるなり、涉務少民等、同  
意見等、同令のせるなり、涉務少民等、同

(四) 邦令より三百十一年の國知編社。  
邦令より三百十一年の國知編社。  
邦令より三百十一年の國知編社。  
邦令より三百十一年の國知編社。  
邦令より三百十一年の國知編社。

外務省

マツカサー元帥書簡國係諸法案、給與法の改正  
等である。(外) 此の件は、國籍婚姻死  
七事に關する海外案件に關する總司合部外  
支那からの照會に對する回答、地方事務司等  
からの法律上の問題に關する照會の処理その他の  
種々な事務が相當量ある。  
特に、老母務局が主体となり、その老母務局  
取扱つてゐる事務も、そのようなるものが  
ある。

連絡調整中央事務局

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



外務省

本件については総司令部是書によりCIEと  
日本政府間に直接交渉すること指令されたり  
日本政府とは是書に宛先である連湖が本問  
題の解決に全責任をもちべきであるというの  
CIEの見解である。

三、文教関係

(A) 民間情報報告図書館に関する件

(SCAP CIE Information Centers)

本件については総司令部是書により  
全回十七所に図書館を日本政府の経費に  
おいて設置し管理維持を命ぜられたるも  
この主旨を官庁側は文部省大蔵省が  
両者の調整及び全体の運営各地図書館と  
連絡等についてはCIEの指示を仰ぎ  
るにありである。本図書館は米人館長の下  
に日本人公務員が働いていて官信上、建物は  
連湖等との問題が多く、連湖等と交渉する  
必要がある。

(秋の身分)

CIE図書館

及此部送付  
報告等  
事務

RM'-0001

0179

(12) 既時中の立傳用刊行物の没収の件

事件は民間検閲部より連柄行政課長宛の  
 貴書に基きこの通りあり、刊行物の没収成績  
 の向上等については当課の責任を要する以前は版  
 籍省の没収業務を行つたものとあり、改定  
 は文部省の指導委員会の調査業務に  
 従事するものあり、半月報の作成、没収方法  
 の改善等は当課の業務である。指合の官報掲載

に關する

外務省

(11) 既時中の立傳用刊行物の没収の件

① 既時中の立傳用刊行物の没収の件  
 の参加等の問題については、現在改訂版の  
 所管が文部省、外務省に各々分任してあり、  
 C-1Eとして連調を正確に把握し、  
 両者の調停を行はせたい意向のようであ  
 る。  
 C-1Eでは新にC-2の係長が決定し、  
 本格的に日本側で徳司令部のC-2の  
 活動を行うべく体制をとる(この件)。

外務省

RM'-0001



その他地方  
等に直接連絡して  
格高の取調を  
行。例えは

各種の調査資料  
司令部からは、随時、報告書又は口頭報告として  
もこの各種の調査を要するところ。  
際、際又はその他の機関の依頼による調査  
ものは、この種の機関に一任するが、問題の性  
質上直接行政機関に直接取りあふべき場合は  
その旨を相手方に知らせる例えは  
例えは一九四四年八月一日以降に本部に送  
在し又は経過通知のドイウ人に由る調査の  
場合は、調査するところの機関の一人に  
本印、他印、外印、外印等に連絡し、目的  
その旨の調査の旨を相手方の担当者には  
詳細を要するところがある。

連絡調整中央事務局

内部関係  
①大統運動に伴う不法行為の問題、連合軍演習の不法  
行為、連合軍飛行隊事故報告、小規模演習、埋蔵  
使用、日本軍の捕虜日本軍の捕虜、行政管  
轄に属する事項、花火の市場、口頭調査  
調査に属する事項等は、行政機関の担当者  
に属する。その中、特定するがまじいものも  
あり、口頭調査に属する。口頭調査の問題は、口頭調査  
各地方の調査の種別な事件を基として、また  
その部分の調査の調査に属する。調査  
事件を解決し、その結果を口頭調査  
調査するところの調査の調査に属する。

連絡調整中央事務局



